

紀美野町第1回定例会会議録

平成29年3月10日（金曜日）

○議事日程（第3号）

平成29年3月10日（金）午前9時00分開議

第 1 一般質問について

○会議に付した事件

日程第1

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	南 昭 和 君
2 番	上 柏 皖 亮 君
3 番	七良浴 光 君
4 番	町 田 富 枝 子 君
5 番	田 代 哲 郎 君
6 番	西 口 優 君
7 番	北 道 勝 彦 君
8 番	向井中 洋 二 君
9 番	伊 都 堅 仁 君
10 番	美 野 勝 男 君
11 番	美 濃 良 和 君
12 番	小 椋 孝 一 君

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	寺 本 光 嘉 君
副 町 長	小 川 裕 康 君
教 育 長	橋 戸 常 年 君
消 防 長	家 本 宏 君
総 務 課 長	細 峪 康 則 君
企 画 管 財 課 長	中 谷 昌 弘 君
住 民 課 長	増 谷 守 哉 君
税 務 課 長	西 岡 秀 育 君
保 健 福 祉 課 長	湯 上 ひ と み 君
産 業 課 長	湯 上 章 夫 君
建 設 課 長	井 村 本 彦 君
教 育 次 長	前 田 勇 人 君
会 計 管 理 者	南 秀 秋 君
水 道 課 長	田 中 克 治 君
ま ち づ くり 課 長	西 岡 靖 倫 君
建 設 室 主 幹	椎 木 宏 修 君
代 表 監 査 委 員	向 江 信 夫 君

○欠席したもの

美 里 支 所 長	西 敏 明 君
-----------	---------

○出席事務局職員

事 務 局 長	大 東 淳 悟 君
書 記	井 戸 向 朋 紀 君

開 議

○議長（小椋孝一君） 皆さん、おはようございます。早朝より御苦労さまでございます。

北道議員より、少し遅くなるとの申し出がありましたので、報告いたします。

それでは、規定の定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

（午前 9時00分）

◎日程第1 一般質問

○議長（小椋孝一君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告者は5名です。順番に発言を許します。

5番、田代哲郎君。

（5番 田代哲郎君 登壇）

○5番（田代哲郎君） おはようございます。

議長のお許しを得まして、質問させていただきます。

質問の1点目は、国民健康保険制度の都道府県単位化について、質問いたします。

2015年、平成27年5月、持続可能な医療保険制度改革を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律という、長い名前の法律が成立しました。この法律によって、2018年、平成30年度から国民健康保険の保険者、つまり国民健康保険を運営するのは、これまでは市町村でした。この町では紀美野町が、今運営していますが、都道府県と市町村ということになります。市町村のみの単独運営だったこれまでの国民健康保険との最大の違いは、都道府県が国民健康保険の財政を握るということです。

具体的には、現在の国民健康保険の財政では、国や都道府県及び支払い基金からのお金はほとんど直接市町村に交付されています。しかし、新たな制度では、都道府県に国民健康保険特別会計が設けられ、これまで市町村に入っていた歳入、つまり収入のほとんどは、都道府県の特別会計に入ります。さらに、一部基盤安定額分は残りますが、都道府県と市町村のお金のやりとりは、新しくできる事業納付金と保険給付費等交付金のその二つのみとなります。これが、都道府県が財政を握るという仕組みです。

都道府県国民健康保険運営方針策定要領案、つまりガイドラインでは、新制度において都道府県とその県内の各市町村が一体となって財政運営、資格管理、保険給付、保険

料率の決定、保険料の賦課徴収、保険事業その他の保険者の事務を共通認識のもとで実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が県内統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要があるとなっています。これが、都道府県国民健康保険運営方針です。

この運営方針は、市町村がこれまで独自の裁量で決定し実施してきた国民健康保険税の賦課、つまり国民健康保険税をかけることや、保険業務の実務などにかかる全てのルールを統一するか、それともこれまでどおりにいくのかを定める、国保広域化、都道府県単位化の最大のポイントとなるものです。

国民健康保険には、市町村により医療供給体制、つまり病院が多いとか医療機関が多いとかや、住民の年齢層、所得、健康状態など地域差があるため、保険者を市町村にしたという歴史があります。また、被保険者の負担軽減のために一般会計からの法定外繰り入れ、法律を超えて繰り入れを行うなど、各自治体でさまざまな努力をしてきました。

したがって、国民健康保険の都道府県単位化には、住民の健康を守る地方自治の否定につながるものと考えます。

広域化によって、医療給付が抑制されるのではないかと、国保税が高くなるのではと心配の声も聞きます。町が国保税抑制のために行ってきた一般会計からの法律を超えた法定外繰り入れや、町の独自裁量、自分たちで決めて賦課してきた国保税額などは、県単位化でどうなると見通しているのか、町の考えを求めます。

次は、少し難しいんですが、質問の2点目、LGBTなど性的マイノリティ児童・生徒への対応についてお伺いします。

一般的に、性別とは体の性で決まると理解している人も多いと思いますが、性は大きく分けて四つの要素で捉えることができます。

一つ目は体の性、つまりこれは生物学的な性と呼びますが、外性器、内性器、染色体などにより決まります。二つ目は心の性、性自認というふうに言いますが、自分の性別をどう認識しているかということです。さらに三つ目が好きになる性、つまり性的指向で、どんな性別の相手を恋愛や性愛の対象に持つかというもの。そして最後は、表現する性、性表現で自分の性別を服装、話し方、振る舞い方などでどう表現するかということです。この四つの要素がかけ合わされて、セクシャリティを考えていきます。

LGBTとは、レズ、女性同性愛者、ゲイ、男性同性愛者、バイセクシュアル、両性愛者、生まれたときの法的、社会的性別とは違う性別で生きるとトランスジェンダーの

頭文字です。

人が生まれ持った身体的精神的な性別の自認、性の捉え方はさまざまで、実際に色分けできるものではなく、多様な性の人たちが世の中には存在しています。

文部科学省は、2016年、平成28年4月、性同一性障害に限らず同性愛、両性愛も含む性的少数者の子供への対応について、小・中・高校の教職員向けの手引を公表しました。学校での理解がなかなか進まないためだということです。

手引は、性同一性障害への対応が中心で、過去の支援事例を改めて紹介したほか、学校から寄せられた疑問にQ&A形式で答えています。さらに、性的指向にかかわる同性愛と両性愛に言及し、偏見や差別が起きていることを明記しました。

子供のいじめ被害や不登校、自殺にもつながる危険があるとされ、手引を教育委員会担当者向けの研修などで使い、現場に周知するよう求めるということです。

紀美野町の教育現場における現状把握と性的マイノリティへの配慮などは、どのように取り組まれているのか、答弁を求めます。

3点目は、畦畔保全、つまりあぜの保全管理への支援について質問します。

農林水産省がまとめた2015年、平成27年個別経営統計によると、畜産、野菜、稲作の価格上昇で収入がふえたことなどにより、農業所得は前年度比28.8%ふえて、153万円となりました。農家の維持経営体当たり平均の農業粗収益は544万円です。農業経営費は2.4%ふえて391万円です。高熱動力費が減っているものの飼料代や肥料代、農機具代がふえました。全国的に作付がある稲作は、暴落した2014年に比べ米価が1割ほど回復しました。しかし、ほかの産業並みの所得を得る米価水準ではありません。民主党政権時代に本格化した主用米の水田転作支援がふえ、暴落要因となっている米余りが少なくなりました。収入は一定水準より下がった場合に支払う収入減少緩和交付金制度の発動が、2015年に行われたことも所得増の要因です。これは、価格所得政策の重要性を示していると言えます。

平均的な農家の総所得は、農業所得の153万円に比べ兼業による農外所得147万円、年金収入195万円、農業関係事業所得1万円、合わせて496万円です。2015年、平成28年実施の農林業センサスで紀美野町の農業経営体数は455と、2010年、平成20年の調査時の526より70個余り減っています。

農家の販売金額も200万円以下が320件と圧倒的に多く、農産物の販売がない農家も57件あります。農地の多くは急傾斜地に点在しており、高齢化が進む中、町は単

独事業を含むさまざまな財政支援を行ってきました。しかし、耕作放棄が少しずつふえているのも実情です。

紀美野町のような中山間地域で農業の振興を促すには、経営支援事業の有効な活用とともに、新たな支援策が必要ではないかと思えます。

したがって、紀美野町農業経営支援事業補助金交付の対象に、畦畔保全、つまりあぜを守ることを加える考えがないかお伺いします。

(5番 田代哲郎君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) おはようございます。

それでは、田代議員の1番目の御質問の国民健康保険制度の都道府県単位化について、御答弁をさせていただきます。

今回の国保改革につきましては、田代議員が先ほど大変詳しく説明をいただきましたとおり、従来、市町村が国保保険者として保険運営を行ってまいりました。しかし、平成27年5月に成立した持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律によりまして、平成30年度から市町村とともに、都道府県が財政運営の主体としての国保保険者となり、安定的な財政運営を効率的な事業の確保等の中心的な役割を担う制度に変わろうとする改革でございます。

御質問の法定外繰り入れ、また、国保税等の改革後の方向性につきましては、和歌山県の国保改革のための準備機関として設立した和歌山県国保運営方針連携会議において、昨年4月から、改革後の国保運営方針案並びに、市町村が県におさめることとなる納付金、また市町村が賦課徴収する保険税率を決定するに当たって、参考となる標準保険税率等の算定基準等について協議検討が重ねられてきたところです。

今後のスケジュールとしては、当連携会議において方針案を策定し、この4月に設置予定の和歌山県国保運営協議会において、方針案について審議を重ね決定し、県知事に答申する予定となっております。その後、遅くとも12月議会に、これら方針に基づく国保条例を上程する運びとなっております。

このことから、現状としては県から市町村に対し決定事項として具体的な内容について示されていない段階でございますので、詳しい説明ができない状況ということで、御了承をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) おはようございます。

私からは、田代議員御質問の2番目、LGBTなど性的マイノリティ児童・生徒への対応について、お答えをさせていただきます。

本年度、紀美野町教育委員会におきまして、平成27年の文部科学省通知、性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等を受け、昨年4月の町校長会において、性同一性障害に係る児童・生徒だけでなく、いわゆる性的マイノリティとされる児童・生徒に対しては、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、児童・生徒の心情等に配慮した対応を行うようにとの旨、各学校へ依頼しました。

また、7月には、議員指摘の教職員向けの手引を町内全校へ周知し、教職員の理解促進に向け活用するように、依頼しているところであります。現在のところ、本町において、当該児童・生徒に係る相談の報告は受けておりませんが、その性質上、秘匿性が高いと考えられるため、教職員は、常にその可能性を認識した上で、児童・生徒への理解に努めることが大切であると考えております。

そのためには、職員一人一人の、LGBTなど性的マイノリティへの理解促進と、児童・生徒への心情に寄り添った指導が不可欠であると考えられます。また、児童・生徒及びその保護者から相談があった場合には、個別の事案に応じ、児童・生徒の心情等に配慮した対応を行ってまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) 田代議員の3番目の質問、畦畔保全への支援についての、要旨として紀美野町農業経営支援事業補助金の交付対象に加えることができないかについてお答えさせていただきます。

農地の管理につきましては、手作業に頼る部分が多く、高齢化や高低差の大きいのり面の草刈りは大変重労働となる上、事故などの危険も伴います。紀美野町では、農業者の意欲向上や作業の効率化、負担軽減を図るため、平成18年度から紀美野町農業経営

支援事業補助金の事業を行い、農地の改良、園地の施設化や農業機械整備、農薬購入などの、現在では13のメニューの実施を行い、多くの農家の方に御活用いただいております。

その事業のメニューの一つに農地の改良があります。これは、農園地面積10アール以上で、2戸以上の団体が対象となり、3分の1以内で50万円を上限として、擁壁を含む基盤区画整備やフラット化等の工事費を対象にしていますので、こちらの事業で該当するかと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 5番、田代哲郎君。

○5番 (田代哲郎君) ここにある、これは厚生労働省のホームページからダウンロードしたものですけど、都道府県国民健康保険運営方針策定要領の案となっています、いわゆるガイドラインです。これで今、検討、自治体の間で連携会議がこれを基本にして持たれているというふうに思います。

非常に分厚い内容で、たくさんの項目に及んでいます。一般会計からの法律を超えた繰り入れについて、厚生労働省はこれまでどおり市町村の裁量でできると今までは明言してきました。しかし、このガイドライン案の中に、財政収支の改善に係る考え方というのがありまして、そこには決算補填などを目的とする一般会計繰り入れや、前年度繰り上げ充用についてはとありまして、いろいろあって収納率の向上や医療費適正化の取り組みにあわせ保険料の適正な設定等により、計画的、段階的な解消が図られるよう、実効性のある取り組みを定めることと書かれています。

そして、まずは赤字解消、削減の取り組みや、目標年次にかかる都道府県の全体的な方向性等について、連携会議の場を活用して検討するとなっています。つまり、繰り入れをなくす方向での標準保険税率を設定するという考え方かと思います。

また、昨年12月、平成28年12月の県議会での我が党の奥村規子県会議員の質問に、県の福祉保健部長は市町村が国民健康保険特別会計に対し一般会計から赤字解消のための法定外繰り入れを行うことは、国民健康保険の被保険者以外の住民の方にも負担を求めることになるため、本来解消すべきであると考えますという考え方を答弁しています。

さらに、法定外繰り入れに対して、調整交付金などによるペナルティーは考えてはお

りません。ただし、県が策定する国保運営方針に赤字解消の取り組み、目標年次等を記載することとしており、県としてはこれに基づき市町村を指導していくことになりすという答弁です。

先般の12月議会で私、質問しましたが、介護保険への一般会計からの法定外、つまり法律を超えた繰り入れについて、法令上禁止の規定はありませんが、県からの強い指導で現在に至っているという経緯があります。同じような指導が国保でも行われる可能性は高いというふうに思います。

1984年の国民健康保険法改定で、それまで医療費の45%だった国庫負担を38.5%に削減したことを皮切りに、自民党県政は国民健康保険に対する国の責任を次々に後退させてきました。結果、1980年度、昭和55年度には57.5%あった総収入に占める国庫支出金の割合が、2012年度、平成24年度には22.8%にまで減っています。御存じのように、国民健康保険には事業者負担という制度がないので、国の負担が削られるというのは、非常に痛手になります。紀美野町の国民健康保険でも平成25年度決算での国庫支出金は、収入全体の73.79%にすぎません。一般会計からの法定外繰り入れするのは、赤字解消のためではなく、高過ぎる国保税を抑えていくという、これ以上引き上げないというための市町村独自の努力の歴史があります。

国民健康保険税といういわゆる国民健康保険料ですが、この町のほとんどの人がそれで入って被保険者となっていると思われませんが、平成27年度、一昨年に若干国保税を引き上げた際に、保険税改正後のモデルケースとして、これは税務課からですか、モデルとして示されたものです。その中の、軽減がない場合に715世帯が軽減のない世帯として、これで39.57%の世帯に当たるということです。世帯主43歳、妻41歳、子供2人、26年中の総所得金額、夫200万円、妻ゼロ、27年度固定資産税額5万円という世帯で、大体総所得200万円といえば、年間収入300万ちょっとぐらいですか。それでかかるのが35万2,900円ということになっています。大体国民健康保険の保険料というのは、総収入の10%が普通です。都道府県国民健康保険運営方針策定要領、つまりさっき示したガイドラインでは、あくまでこれは技術的な助言だということになっています。法定外繰り入れを禁止することは、法的にもできないはずなので、だからそれをいかに維持していくかということは、これからの大きな問題になってくると思います。

市町村、これからそうなった場合に都道府県への事業納付金ですけど、100%上納

が義務づけられています。納付を計算する前段階では、国庫支出金や前期高齢者交付金など、今、一番大きな歳入源ですけれども、差し引かれるため余剰金は生まれません。納付金を100%保険税で集めることは不可能なので、一般会計からの法律を超えた繰り入れを今のように行って埋めるしかないという現状です。そうでなければ、かなり高い保険税を賦課することになります。

都道府県単位間の議論に当たり、全国知事会の問題意識は、この高過ぎる国保料を何とかしなければならぬということでした。そのため、知事会からは協会健保並みの保険料とするためには、1兆円を投入すべきだという要望が出されました。結局は3,400億円ということになっています。投入すると。しかし、3,400億円のうち1,700億円は2015年度、平成27年から全国の市町村に低所得者対策として配分されています。残り1,700億円分は2018年度、平成30年度から毎年投入される予定ですが、半分は自治体の責めによらない要因により、例えば精神障害者が多いとか、子供の医療費が大きいとかいう、増大に対する財政支援で、残り半分は医療費適正から保険料収納などに努力した市町村に配分されるということになっています。

現在の全国の市町村による一般会計からの法律を超えた繰入額は、3,900億円というふうに言われます。それよりも少ない額です。だから、現在の一般会計からの法定外繰り入れを全額維持したままでなければ、それで国の新たな財源を投入しないと効果は上がりません。

標準保険料率について、塩崎厚生労働大臣は2月9日の衆議院予算委員会で我が党の高橋ちづ子議員に対する答弁で、都道府県ごと、一律の国民健康保険料になれば、大幅な保険料アップにつながるとの指摘を受けて、一律の保険料水準を求める仕組みにはしていないというふうに答弁しています。2018年度以降も市町村の条件に合わせて保険料を決めることができるとの認識を示したものと理解されています。

12月県議会でのさきの奥村県議の質問に、県福祉保健部長も市町村の算定基準に基づく標準保険料率は、市町村の実際の算定方式に基づき、それぞれの収納率等を用いて算出するものであり、保険料率を決定する市町村に対し、県が参考として示すものだと答弁しています。

しかし、県としましては、将来的には県内統一の賦課方式による統一保険料を目指すべきであると考えていますが、賦課については市町村の権限であり、県が強制的に統一を図るものではありませんとも答弁しています。国保税のほか、市町村に決める権限が

あると認めながら、統一保険料を目指すという、示唆しています。

ですから、ガイドラインの中でも書かれていますが、都道府県が市町村とともに国保の運営を担うことに伴い、都道府県内の保険料水準を統一することも可能な仕組みになっている。ただし、都道府県内の医療水準に違いがある場合は、まずは市町村ごとの医療費においた保険料率及び納付金の算定方式となると。都道府県内の市町村間の医療水準の差や市町村の意見を踏まえ、都道府県または二次医療圏の中での統一保険料率とすることの是非も検討する必要があるとの記述になっています。

つまり、医療費が高い場合は、標準保険料率や納付金も高く設定されるという、保険給付費等交付金で医療費は多分全額交付されるだろうと思います。それは要った金ですから。でも、その分納付金は高くなる仕組みになるはずです。だから、我が町のように、つまり国保の医療給付は非常に県下一、二かというぐらいに高い状況で、これはどうしてこんなに高くなるのかと運営協議会で質問しましたところ、さまざまな要因があるということで、医療機関が多いということもあるし、高齢化ということもあるしという、さまざまな、それからいわゆる子供の医療費の扶助も高校生まで認めているとか、そういうさまざまな要因でそうなるんだという説明でした。

だから、これから大事なことは、法定外繰り入れの解消や統一保険料を県の運営方針に盛り込まないということは、非常に大事になってくると思います。それから、国保税の賦課は市町村に決める権限があることをしっかりと主張していかなければ被保険者負担は大幅にふえ、紀美野町の国民健康保険は成り立たなくなると考えます。

先ほども説明したように、今でも紀美野町の国民健康保険料というのは、県下で高いほうではないんです。どちらかと言えば、低い水準にあります。それでも、これだけの保険料を賦課しなければならないという状況を考えれば、これ以上いわゆる保険税が高くなれば、本当に被保険者の負担は大幅にふえて、今はやっていない資格証の発行であるとか、今は短期保険証でしのいでいるというように聞きますが、そういうことが大幅にふえ、滞納もふえてくる可能性があります。

ですから、紀美野町の国民健康保険は成り立たなくなると考えますので、このところが非常に大事な踏ん張りどころではないかと思います。

その点についての答弁を求めます。以上です。

それから、LGBTの問題ですけれども、心と体の性が一致しない性同一障害など、LGBTと呼ばれる性的マイノリティの人たちは、実際はなかなか見えづらいんです。し

かし、身近にいることも確かです。いつの時代でもどこの国や文化でも、2%から13%程度は存在しているとされ、ある企業の調査では13人に1人、7.6%と発表されています。

しかし、調査に正直に答えるのは抵抗があるため、正確な統計は出ないと言われてい
ます。それが性的マイノリティの生きづらさをあらわしていると言われてい
ます。

LGBTの子供が学校で困りやすいことは、二つあるというふうに使われています。

一つは、さんとか君などの敬称です。それから持ち物の色、名簿や席順、トイレや修
学旅行の部屋など、男女で分けられているもの。それから二つ目は、LGBTの児童・
生徒がいないことが前提となっていることです。男の子は男らしく、女の子は女らしく
というジェンダー規範に基づいた考え方、みんな異性愛者で同性愛者はいないんだとい
うことを前提にした考え方、だからそれに当てはまらない子供はいづらさを感じると言
われます。

それから、LGBTと切っても切り離せないのがいじめと使われています。LGBT
の子供の約7割がいじめを受けているというふうに使われています。若者に対するいじ
め対策や自殺対策に取り組む団体の調査によると、性同一性障害の3人に1人が不登校
を経験し、62%は自殺念慮が、10%は実際に自殺未遂行為をしているというデータ
があると使われています。人権の問題として、教育段階からの配慮や対策が重要であると思
われます。

したがって、人権研修のテーマとして性的マイノリティを取り上げるなどの取り組み
も必要ではないかと思われ使われていますが、その点についての答弁を求め使われています。

それから、あぜの保全ですけれども、確かに農地改良のあれで2戸以上で50万円でフ
ラット化している。しかし、その事業が進んでいるかという、なかなかそうはいかな
いというふうに使われている、組んで申し出てくるというのは、どちらかがいろいろ土地を差し出し
たりとかいろいろあるので、なかなかうまくはいかないと思われています。

昨年10月ですけれども、産業建設委員会の県外所管事務調査で長野県栄村へ行きました。
栄村が畦畔管理省力化事業ということをやっている、それについて研修を受け
てきました。栄村では、農業者が年々高齢化していることに加え、震災以降離農者が増
加しているとのことで、農地の4割を占める畦畔などの維持管理が大きな負担になっ
て、新たな農業を担う人や農地の貸し借りに大きな影響が出ているということでした。

そこで、畦畔管理の省力化とのり面保全対策として、芝の植栽、芝生の芝です、芝の

植栽を進めるため、畦畔管理省力化事業というのを創設したとのこと。

土の中には休眠して発芽を待っている雑草の種がたくさんあるということで、そうした種は地面に日光が当たることで発芽し、雑草として姿をあらわします。雑草を抑制するには、地面に日光を当てないことが必要で、地面への日光を遮断し雑草の成長、発芽を防いで草刈り作業を行わなくてもよいようにするというのです。畦畔の雑草に対して除草剤を、まずこの除草剤を徹底して散布するそうです。完全に畦畔とのり面の雑草を枯死させる、枯れて死なせてしまうというか、それから植栽するそうです。

使用する除草剤など詳しいマニュアルなんかもいただいてきましたけど、補助対象者は村内で水稻や野菜を生産する町内農業者、対象農地は町内にある水田及び畑地で、補助金額はわら芝で90%、種子で50%以内です。こういう、これでかなり効果があるとのことでしたが、こういう芝を植えることで、これは兵庫県の多可町ですか、に棚田の研修に行った際は、そこは棚田のあぜを皆コンクリートにしたと。でも、そのコンクリートにしたあぜそのものに草は生えないんですけども、のり面をコンクリートにするというのは難しいと思いますので、そういう問題がある。これ、うまいこといけばあぜの草刈りはのり面も含めてしなくて済むということなんで、一度研究してみるというか、考えてみるができないかというふうに考えます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前9時47分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午前9時50分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質問にお答えさせていただきます。

議員から詳しい御説明いただきました。ただ、法定外繰り入れ、それから保険料税額につきましては、現在県のほうで検討をしている、どういうふうにしていくかということで、審議しているところでございます。

私ども町につきましても、もう傍観しているというのではなく、県と十分協議をしな

がら、状況を把握しながら、また今後、町の国保運営協議会、それからもちろんこの議会におきましても、御説明をさせていただき、御審議いただく中で、今後の安定した国保の運営をしていける体制をつくっていききたいと、これは考えていることですので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） それでは、私からは田代議員の二つ目の質問にお答えをさせていただきます。

人権につきましては大変重要なことだと考えております。今後も一人一人が人権の意義、内容や優位性について理解し、自他の尊厳を認めることができるよう、人権教育に努めてまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） 先ほど、お話しいただきました芝生のシートを張るという作業でございます。非常に農家の方々の作業が、また農家を守るという意味での支援ということでお話をいただきましたので、現在のところは個別名称で補助の中に入っておりませんが、ほかの栄村等の中身も非常にいいことだと思いますので、研究検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 5番、田代哲郎君。

○5番（田代哲郎君） 再々質問は、そんなに長々とは言いません。

今回の都道府県単位化は国民健康保険の構造的な問題を解決するために行われているのではないと私は理解しています。それはどういうことかということ、一言で言えば、国保の医療費を抑制すれば、医療費全体を下げることができるという考え方です。国民健康保険の医療費というのは、全体の中でも非常に大きなウエートを占めています。だから、2014年、平成26年に成立した医療・介護総合確保促進法という法律で、都道府県に地域医療構想というのを策定が義務づけられて、今もそれでやって、その医療費、病床数を削減する計画が進んでいまして、せんだっての厚生病院の議会で、前の議会で厚生病院は、今、一般病床の一つを地域包括ケア病床をということに変えてしまっていて、結果、5階にある療養型病床分と合わせて、これはまるめというて幾ら治療してもそこから以上はあれが出ないというあれですけども、診療報酬なんですけども、あと残

っているのは一般病床は40数床しか残っていません。残り100床は精神科の病床です。そういうふうに、だんだんこの病床を削減せざるを得ない方向へいっているという認識が大事やと思うんです。

地域医療構想で都道府県ごとの医療供給体制の枠組みを決めまして、医療費の大きなシェアを持つ国保を同時に都道府県単位化することで、いわゆる医療供給体制と医療費の支払い体制をリンクさせてしまうという、だから両方見ていかないとだめだと思います。

そこで、財政を握ることによって医療の適正化、適正化っていう場合は、必ず医療費を抑えろという、そういうことになります。法的に国が適正化、適正化というのは、必ず高過ぎるから抑えなさいということです。だから、そういうことで医療費の削減をやるのが目的だと。

こんだけの納付金が納められないんだったら、早く言えばもっと医療費を抑えなさいと。具体的には紀美野町の医療費が高過ぎませんか、人口の割にはという話になってくると思います。

そういうことで、こういう状態がそのまま突っ走ってしまえば、それこそ紀美野町でも国民保険財政が非常に難しくなるということになると思います。だから、私たちは国保の県単位化は中止すべきだと考えています。地方自治を守り住民の福祉を守るという自治体本来の存在意義が今問われているということだと思います。

だから、これから何遍も同じこと言いますが、これから連携会議の中でいろいろ方針が示されて、例えば統一保険料率を決めるのではないよというても、やっぱり標準の保険料率は示されます。参考程度だということでも、かなりそれを通じて圧力がかかってくる可能性はあります。だから、今からやっぱり紀美野町の国民健康保険事業で何を守りどうあるべきかという方針を連携会議で貫いていくという姿勢が大事で、これは本当に国民健康保険が始まってから最大の岐路に立っているというふうに私は理解していますので、そこのところは、私たちが行って話するわけにはいきませんので、担当者はしっかりと肝に据えて連携会議に臨んでほしいというふうに思います。

その点を答弁求めます。以上です。

性的マイノリティについては、非常に難しい問題がありますけど、2月5日の読売新聞で愛媛県西条市の市立丹原東中学校ですが、全生徒が260人の学校での取り組みが紹介されていたので、また機会があれば読んでいただければと思います。

例えば制服の見直しとかね、そういうことを、生徒たちの自主、あれでやっているそうです。

非常に見えにくいということであるし、でも例えば友達に、これは高校での例ですけど、信じていた友達に大丈夫だろうと思って自分がそうであることを打ち明けたら、周りに言いふらされて周りからからかわれるようになって、そのために自殺したという例もあります。

きのうも国会でLGBTの議員連盟があれして、そういう国会内で会議が持たれています。いわゆる交流会というんですか。LGBTの議員連盟というのもありまして、国会議員の集まりもあります。

例えば、学校の中にレインボーカラーって、いわゆる性的マイノリティとLGBTの象徴ですけど、レインボーカラーという七色のカラーがありますけど、それを掲示するというんですか、だけでもこれ、関心が出てくると思います。あれは何よということになると思いますので、教育の専門家でもない者がいろいろ言ってもあれですけど、そういう具体的な取り組みから小さいことでもやってほしいと思いますので、いかがでしょうか。その点についての答弁を求めます。

あぜの保全については検討してみるということなので、その点、しっかり、なんせ我が町の農家は非常に貧しいので、よろしくお願ひしますと言うたらあかんということで再々質疑はいたしません。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

今回の管理体制、国保の管理体制について、町村から県のほうへ移行していくと。これについて、医療費の削減につながるんじゃないかと、こういうふうな御意見であったかと思いますが、私は一面、この県下統一した、そうした保険料も誕生するんではないかなと。すぐとはいきませんよ。行く行くはです。といいますのは、我々紀美野町として幾らや、海南市は幾らや、紀の川市は幾らやと、これほど矛盾したことはないんですよ。だから、もっと広範囲の中で、こうしたものは対応していかならんのかなということ、私は推進派なんですけどね。

そんな中で、今、田代議員がおっしゃられました御意見については、御提言については十分認識しながら、今後、会議等へ入って対応をしまいたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと3点目はもうよろしいですか。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 田代議員の再々質問でございますけれども、私は常々というんですか、基本的に学校はっていうんか、子供たちにとって学校は安心して登校できて、楽しく学校生活が送れるというのは基本であると思っておりますし、そのためには日ごろからやっぱり仲間づくりというんですか、学級づくりというんですか、子供たち同士の人間関係も含めてですけども、そういう集団づくりが基本であろうと思っております。

機会あるごとに先生方にはそういうことをお願いしておるところでございますけれども、先ほど、田代議員から紹介のありました西条市の先進的な中学校の取り組みであるとか、今後参考にさせていただいて、検討していきたいと。学校へはそういったことを指導していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小椋孝一君） これで田代哲郎君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

10分間。15分まで。

休 憩

（午前10時04分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午前10時14分）

○議長（小椋孝一君） 続いて、11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） それでは、議長さんのお許しを得まして、一般質問を行ってまいりたいと思ひます。

まず初めに、公共交通についてお聞きいたします。

町は懸命に住民の交通の利便を図るために取り組みをされておるところでございますけれども、町民の高齢化とそれに伴う集落の疲弊というふうな状況は、これは何ともいたし方がないというんですか、まさに深刻な状況になってきております。

地域においては、その集落に車に乗れる人がいないというところも出てきているよう

であります。買い物、通院、そしてお見舞いとか葬式などのおつき合いにも、車の手配から始めなければならないと、そういうふうなことで関係するところの住民の方は嘆いておられます。また、バスが走る国道・県道・町道などの幹線道路まで出てくるまでが大変という方もおられます。

そこで、少しでも多くの方にこの便利に利用してもらえるようにということで、デマンドバスという方法が考えられてきているわけでございまして、できるだけ人家の近くに停留所をつくと、みなべ町ではたしか100カ所というふうに言われたと思いますけれども、そういうふうにとくさんの停留所をつくって、そして出てきやすいようにと、そういうことにするんですけれど、それで100カ所回るとこの予定どおりにつかないということから、予約制できょうはこことここここないからもうそこ飛ばしていこうかと、こういうふうなことで、デマンドバスという方針が出たんですけれども、まさに折衷的なところですね。

しかし、こういうふうな方法であっても、その停留所まで出てくることのできない方も出てきているという、本当に高齢化というところは、この住民の方にとっては大変な状況になってきていることは確かであると思います。

そういうことであるわけでございまして、このバスの問題でいけば限界があるというのは、私、今まで皆さん方のお話を聞いてきて、バスでは限界があると、このように感じています。

今言いましたように、この停留所まで出て来られない方、あるいはこの例えば厚生病院で診てもらって、そしてこの薬をもらおうと。もらっている間にもうバスが行ってしまうというふうなことで、その時間的な問題、そういう二つの問題があって、このバスの限界ということが考えられるわけでございますけれども、そこでいろいろ聞いているうちに、広島県の神石高原町という町で、この公共交通に大変先進的なことをやっているということで聞きまして、行ってまいりました。ここのこの町は、ちょうどうちと同じような高齢化率、人口もこの合併からこっち減ってきて、9,200人ぐらいということで、人口も、あるいは高齢化率も同じ。ただ、面積がうちの3倍というふうな町なんです。ここでも懸命にやっておられまして、ふれあいバス、あるいは中国バスという路線バスもあったりしてやっているんです。やっているんですけれども、やはりうちと同じような課題を抱えてきているというふうな中で、この来年度からこのバスに対して町がお金を出さないと。バスじゃなくてタクシーに一本化するという、そういうことに

決定したそうでもあります。タクシーで、この町内でしたら600円、動いてもらうのに。そういうふうな形で、またその町外に出ていく場合に、例えば医大に行かなあかんとか、日赤へ行かなあかんとか、そういう方も出てくると思いますけれども、そんな方に対してはこの町では、片道5,000円を補助するという、そういうふうな制度をとっているようでもあります。

予算は、うちは当初予算で65億ですね、一般会計、うち、大体それぐらいのことできているんですけども、この町が大体90億円ということで、この起債の返済の部分が大きいらしいんですが、そういうふうな町で今までこのバスの補助金として5,000万円出していたところを、さらに4,000万出して、年間9,000万でやっていこうということ考えているようでもあります。

この実際やってみて1回600円が妥当なのかどうか、その辺のところも含めていこうということでもあります。

この神石高原町がお手本にしているのが、岡山県の美咲町という町だそうなんですけれども、ここは平成の25年から一つの地域だけ試験ですね、実施されたようでもあります。そして、平成の27年から全町に実施と、こういうふうな形をとっているようでもあります。これから、本当にだんだん高齢化し、足の弱いいろんな形の方が出てきている中で、うちの町としてもこのタクシーの利用というんですか、要するにドア・ツー・ドアと言いますが、家の前まで迎えに行くという形について検討を始めなければならぬかというふうに思います。

このことについて、御見解を聞きたいと思います。

次に、防災基地についてお聞きしたいと思います。

紀美野町は、東西に長いという非常に地理的な条件がありまして、緊急時にいち早く専門の職員である消防隊員がかけつけるため、消防分署が必要であると、これは私は今まで何回も質問してまいりましたが、それは一回今回は置きまして、その町長が以前、防災の問題について、これからやはりヘリコプターを使わなきゃならないと、これで大きな災害があって、この幹線道が寸断された場合に、その助けに行くという。ですから、そのヘリコプターが動きやすいように燃料とか食料、あるいは毛布など、そういうものを緊急物資を貯蔵する場所をつくっていかなくやならんと、こういうふうに申されました。私もなるほどそのとおりだなというふうに思ったんですけども、合併したときにこのことから町長は防災基地の場所を選定して、そこにその今言ういろんな貯蔵

するもの、または被災者においててもらうところをつくると、そういうことであったと思いますけれども、これは議会のほうからその場所に対して異議が出されまして、結局その問題は一旦置いておくということになったと思います。

だんだんと災害の心配がされるようなことが深刻になってきている状況なわけですね。やはりこの防災基地の構想について、進めていく必要があるのではないかというふうに思いますが、現在の状況について町長の御見解をお聞きしたいと思います。

次に、神原団地の建てかえについてお聞きしたいと思います。

昨年の9月議会におきまして、旧美里町のこの神原団地ですね、神野保育所の前にありますけれども、この団地が古いということから、町長も建てかえる必要があると判断されて、そして用地取得の予算を計上されました。それに対しまして、議会がその予算を認めてあるわけであります。

この住宅というのが、いろいろええこともあれば悪いこともあるんですけど、基本的にやっぱり住宅というものが足りないというところにあると思います。そういう点で、私のほうですね、具体的に家を探してほしいというふうなことを相談受けたりするんですけども、そういうことから、この団地建てかえの事業は進めていかなきゃいけないというふうに思いますが、この当初予算見ましても、まだこの住宅については計上されておられません。そういうことから、この神原団地の建てかえの計画について、どのようになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

次に、字名の道路標識の設置についてお聞きしたいと思います。

紀美野町にはたくさんのパン屋さんとかジェラート、レストランなどのそういう非常に人気のある店がたくさんあります。しかし、町外から来るお客さんがその店を探すのに大変苦勞されているようであります。住民の方にもどう行ったらいいのかということで、道順を聞かれるようでありますけれども、山の中にあるパン屋さんをどんな説明するんかとか、そういう説明に困るそうであります。

具体的にこの店がここにありますよと、そういう標識はさすがに町としてもできないと思いますけれども、この字名ですね。それを具体的に書いたこの標識をつくるということは問題ないのではないかというふうに思いますね。

例えば、吉野橋の南側のところの交差点に、ここに入っていけば、中田、梅本、それから坂本ですか、それがあるとか、またこの国道が走っている神野市場周辺の道路にここ入っていけば上ヶ井とか箕六とかいう土地があるとか、または志賀野こっち行ったら、

大体道のそば、志賀野の辺ではあったと思いますけれども、その道にひっついてる字については出してくれているところがあるんですけども、このひっついてないところは、わかりにくいんですね。そういう面で、こちらに行けばこういう字があります、地域がありますという、そういうふうなところの標識をつけていけば、このIターンであったり、あるいは今後入って来られようとしている方々に対して、応援になるかというふうに思いますけれども、また住民の方も説明しやすいという点で、サービスの提供になると思いますけれども、見解を聞きたいと思います。

次に、共謀罪法案についてお聞きしたいと思います。

話し合えば罪になるというこの法案ですね、電話、メール、そういうふうな盗聴も簡易になっていくようになります。この共謀罪というのは、昔、戦前・戦中にあった治安維持法ですね、この治安維持法によって戦争に持っていかれました。この治安維持法に似た法律であって、この法律のもとに数万人の方が逮捕されて、そのうち500人余りの方拷問によって命を落とされています。有名なところでは小林多喜二、蟹工船を書いた作家ですね。この人は、わずか数時間というふうな時間にこの命を失って、後で心臓麻痺だということで、解剖すらもさせてもらえなかったそうなんですけど、見て見れば体あちこちに針をついた、きりですか、突いた跡とか殴られた後とか、指なんかは反対に曲がってたというんですね。折られたということなんでしょうけれど。

こういうふうなことがあって、戦争の方向にどんどんと進んでいったというふうな歴史があります。

具体的に言えば、例えば誰かとけんかすると。あいつ、わしより年も若いし経験も浅いのには偉そうなこと言う。だからあいつ一遍なぐっちゃろうというんで、思うまではいいんですよ、具体的に動きだしてそういう暴力をしたら、これは現在の法律では罪になると。ところが、この共謀罪の法案というのは、そうじゃなくて、あいつ気に食わんな。なぐっちゃろかと思って、思って友達と話しすると。わしこんなん思うんやけど、おまえどう思わって。わしもそう思てんねん、一遍やっちゃろかと言うて、言うた、これが罪になるんですよ。だから、殴らなくても罪になると。しかも、さっきも言いましたように、盗聴なんか簡単にできてくるというふうな状況の中で、これ本当にもう意識的にこの人を抑えようと思えば抑えてしまえるような、とんでもないこの法律なんです。

これをしていけば、うちの町にも町民の皆さん方が迷惑こうむるということが出てま

います。実際、この治安維持法のもとで和歌山県でも紀北の粉河でしたか、女性の方がそういうことで命を落とされたんじゃないかと思えますけども、被害に遭っています。

今言われているところの政府が進めている国際組織犯罪防止条約、これが共謀罪の法律をつくらなければあかんと。これをつくらなければテロ対策にならないんだと。もともと、この共謀罪は3回でしたが、国会に提案されて、そして3回とも廃案になっているんですね。今回はテロをとということを前面に出してきたんで、何かそれはえらい時期やからやらなあかんのと違うかというふうな意識が国民の中にもあるんですけども、その今出てきているこの共謀罪の法律にテロという言葉が入ってなかったですね。今、これはあかんから入れようかということでやっているようでありましてけれども、先にまた国際組織犯罪防止条約、これがテロ対策であって、そのためにこの共謀罪の法律が必要なんだというふうに説明しているんですけども、この国際組織犯罪防止条約っていうのは、このテロ対策のものではなくって、もともとはこのマフィア発祥の地のイタリアのシチリア島で、パレルモというところの会議で生まれたそうであります。

ですから、このイタリア、シチリア島ですから、これはマフィアの対策でマネーロンダリングとかそういうものをやらさない、そういう法律で、条約でテロの文言は入っていないそうであります。

しかも、アメリカで採択がされたこの次の年に、9.11の多発テロが起こって、結局それが意味なかったというような状況であります。

この条約ですね、今言いました国際組織犯罪防止条約、これを締結するためについて言いますけれども、実際締結するにしても、世界でこの締結したのが187カ国あるそうでありましてけれども、この187カ国のうち、新たな国内法を新設したというのはノルウェーとブルガリアだけですね。そのような法律が必要ないというのも、現状であります。

まさにこの何としても共謀罪という法律をつくって、実際は国民向けに向かっていこうとするそういうふうなこの法律がつくられて、日本が戦前・戦中のような物の言えないような国になってしまっは大変だと思います。また、それによって町民の方々が被害を受けるようなことになってはならない、そのように考えます。

そういうことから、このような法律は反対をしていかなきゃならない、そういうことで、この町長としてもいろんな機関が、町村会等の機関がございましてけれども、それで反対の声を上げていただきたい、このように考えますが、御見解を聞きたいと思えます。

以上、よろしく答弁をお待ちしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 私から、美濃議員の一つ目の質問であります、公共交通についてのお答えをいたします。

高齢化、過疎化が進む中、車を運転する者が誰もいないという世帯もふえており、また、バスを使いたくても、バス停のある国道、県道まで遠く、バス停に行くことも困難な、移動手段を確保するのが難しい方々がいるということは町といたしましても認識しているところであり、そのような方々の交通手段の確保が大きな課題であると考えているところでもあります。

また、同様の問題を抱える自治体によっては、デマンド型の乗り合いタクシーのように、小型の車両を使用して予約に基づき利用者宅まで迎えに行くという運行を行っているところもあるということは認識をしております。

しかし一方で、デマンド型乗り合いタクシーの運行を行うに当たっては、運行方法によってはタクシー事業者への経営圧迫にもなることから、タクシー事業者を初め地域の関係者の合意や陸運局とも十分に協議を行うことが必要であります。また、当町は幾つもの山間や谷間に集落が点在しており、広大なエリアをカバーする必要がある中において、持続的に運行できることとしなければならないことから、運行方法については、相当地に研究が必要であると考えております。

しかしながら、高齢化、過疎化が進む昨今において、公共交通の役割は大きくなる一方であり、また、公共交通手段の確保においても、地域の特性に応じた多様化が求められていることは理解しているところでもあります。

そのような中で、美濃議員も御存じのことですが、この4月よりコミュニティバスの一部の路線、区間において、予約に基づくデマンド型運行を実施することとしました。これは町民の貴重な交通手段でありますコミュニティバスを、今後も持続可能なものとするため、役場内及び運行事業者とも協議を重ねた結果、実施することとした一つの試みであります。町といたしましては、この4月からのデマンド型運行導入による運行結果を注視しながら、今後も協議を重ね、交通事業者とも相談し、コミュニティバスの運行改善を図りたいと考えているところでもありますので、何とぞ御理解賜りますようお願い

いをいたします。

以上が、一つ目の質問であります公共交通についての答弁でございます。

続きまして、美濃議員の２点目の質問であります、防災基地についてお答えをいたします。

過去に計画のあった防災基地が中断となり、その後、拠点整備はどうなっているのかということでございます。

当時のこの事業は中止となりましたが、安全・安心のまちづくりのためには、防災物資の備蓄拠点は必要であるとの方針から、町内の７カ所に物資拠点を設けまして、食料、飲料水、毛布、簡易トイレ、間仕切り、発電機、投光器など、さまざまな物資を備蓄しております。また、移送や搬送の拠点として、ヘリコプター離発着場やホバリング地の整備や指定を行ってまいりました。また、各地域の自主防災組織の強化のため、平成２７年から８年度にかけて、１組織に３０万円を補助し、自主防災組織の災害資機材の備蓄も進めてまいりました。これにより、各自主防災組織の備蓄拠点が新たに１７カ所設けられたこととなります。

町といたしましては、引き続き安全・安心のまちづくりのためには、やはり防災力の強化は重要であると考えております。そして、災害発生直後は、地域の住民相互の助け合いが、最も有効であると考えておりますので、今後におきましても、備蓄物品の数量や種類の拡充だけでなく、各自主防災組織とも訓練等を通じて防災力強化に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いをいたします。

以上が、２点目の質問の答弁でございます。

そして、美濃議員の５点目の質問であります、共謀罪法案についてお答えをいたします。

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律、いわゆる組織犯罪処罰法により、暴力団・テロ組織など、反社会的団体や、会社・政治団体・宗教団体などに擬装した団体による組織的な犯罪に対する刑罰の加重と犯罪収益のマネーロンダリング、資金洗浄行為の処罰、犯罪収益の没収・追徴などが定められています。

今回の通常国会で、この組織犯罪処罰法の改正が注目されています。主な改正点は組織犯罪処罰法にテロ等組織犯罪準備罪、いわゆる共謀罪を加えることです。

早急にこれに加える理由は二つあるようです。

一つは２０２０年東京オリンピック・パラリンピックを万全の状態を迎えるというこ

と。もう一つは国連に加盟する国家として責任を持つためであると言われております。メリットやデメリットがささやかれている中、今まで築いてきた安全で安心な日本の印象を壊したくはありませんし、時代や社会に合ったルールも必要と感じております。

そもそも共謀とは、特定の犯罪を実行しようという具体的・現実的な合意をすることとされていて、どこからが具体的・現実的な計画なのか線引きが難しいと思いますが、そこは国会で議論を積み重ねていただきたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

(総務課長 細谷康則君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長 (中谷昌弘君) それでは、ただいまの美濃議員の御質問について、私のほうからは、三つ目の神原団地の建てかえについてのお答えをいたします。

御質問には、現在の計画の進展ということでお聞きしたいという内容であったかと思っております。議員御承知のとおり、町営住宅神原団地の建てかえにつきましては、昨年12月議会におきまして、町長の行政報告でも申し上げましたとおり、建てかえに伴う建設候補地の安全性について、専門的な見地から専門業者に調査を依頼し、より高い安全性を考慮した結果、土地の有効利用ができず、造成工事等の費用も増大するなど、安全面並びに費用対効果などを総合的に判断し、当初、選定した候補地を再検討するとの御説明をさせていただきました。

そうした経緯を踏まえ、現入居者の意向を十分に配慮し、建物の規模等に応じた面積並びに経費等を総合的に検討し、庁内関係課とも協議を行いながら、経費面、安全面並びに、利便性などを十分に考慮した上で、建設可能な候補地として、現在交渉を進めているところでございます。御理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) 美濃議員の4番目の質問、字名の道路標識の設置について、お答えさせていただきます。近年、紀美野町内には、テレビやマスコミなどで紹介されたカフェやレストランなど魅力的な観光拠点がたくさんあり、休日には多くの観

光客の皆様にお越しいただいております。紀美野町の見どころの周知、案内方法としては、現在、主に行っているものは、三つございます。

一つ目は、主要観光施設を表示した観光看板の設置です。これは、平成22年度、平成26年度、平成27年度の3カ年で、町内に63カ所97枚、町外に2市へ10枚の設置をしております。旧町のときに設置されたものを含めます100数十枚になると思います。また、町内6カ所に大きな観光マップを設置しています。大きなものでは2メートル50の120ぐらいのものがございます。

二つ目といたしまして、町のパンフレットの主要観光施設への設置を行っております。県内では56カ所、県外では8カ所、お店やサービスエリア、道の駅などに協力を得て設置をさせてもらっております。

三つ目といたしましては、インターネットできみのめぐりコンシェルジュや町ホームページにも力を入れています、また町に関連のある方々のページからも案内されているところがたくさんあります。

字名の標識看板につきましては、主要な国道、県道、町道等、各字を通る起点や終点に設置されておると認識しておりますが、事故や劣化によりなくなっていたり、邪魔であるので撤去要求があつて撤去したりということもあつて、現在、全ての状況については把握できておらないの現状です。

今後、国道、県道、主要幹線道路などの主要な地点で、現在の設置状況の調査を行った上で、利用されている方々が理解しやすいような表示について、研究検討を進めてまいりたいと考えますので、御理解いただきたく、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 1番目の公共交通の問題ですけれども、私の質問した今地域の状況については認識していると、そういうことで、現在考えておられるということなんですけれども、タクシーを利用することについては、タクシー事業者の経営圧迫になると、こういうふうな答弁がありました。うちの町では、このバスもタクシーも同じ事業者がやっているというふうなことがあつて、これが経営圧迫ということは考えられないんじゃないかと思うんですね。

しかも、今度3路線ですね、上ヶ井・箕六線、それから志賀野の鎌滝線、それからも

う一点が美里支所から上に上がって行く長谷線と、この3路線を要するに事前に予約制のやり方をとるんだと、そういうことでされておって、これを重要視されているようでもありますけども、これについてちょっと意味が違うと思うんですよね。

例えば、この長谷線については、長谷にも上がっていただけるということなんですが、具体的にやっぱり乗る方が少ない。また、鎌滝についてもかなり真国からずっと来てあそこで上向いて上がって行って、このくねくねしたら気持ち悪くなるとか、そういうふうな問題が、要望があって、あそこ上がらんでもええようにしてもらいたいとか、そんなふうなことがあったんですけども、それを必要がなければ行かないということで、それはそういう面での改善策じゃないかというふうに思うんです。

また、上ヶ井・箕六線については、これ自体は昔は国道しか走っていなかったバスが走るようになって、これはそれ自体が改善なんですけども、それが要望式になったということは、具体的に乗る人もふえていくというふうなことになっていくんかどうか。続けてくれていること自体が、このサービスの何ですよ、点でええことなんですけども、さらに利用者が利用しやすいという点について、これがその改良策というふうに考えてええのかどうかということでは、少し心配なんですわね。

しかも、この東向いて行くと、昔の国吉地区、今でも国吉ですか。国吉地区、それが長谷毛原地域というんですか、それぞれ地域になってまいりますと、町長も行ってくださいますからよくわかってきていると思いますが、幹線までが相当な距離があるんですよね。走ってくるまで。これをそのデマンドでやったとしても、どんだけカバーできるんかどうか、どんだけ停留所をふやせるんかどうかという点では、限界があるんじゃないかというふうに思うんですわね。

そして、先ほどもう一度言いましたように、時間的な問題、これがあって、一つ目困っているんですよね。質問にあったように、御見舞いとか葬式、こういうときにうまいことバスが走らせて、これ不可能ですよね。そういうふうに考えていった場合に、この地域の要求を聞いていくとしたら、やはりタクシーしかない。私は以前からそういうふうに要望を聞きながら思っておったんですけども、このさっき言いました神石高原町に行っておっしゃられているのが、これからはこういうふうな方向に向いていくと、全国的にも。そういうふうな中で、考えていかなきゃならない。

さきに言いました岡山県の美咲町は、一部地域から試行していったというふうに言われますけども、全線紀美野町でもやってまうというのは難しいんか知りませんが、

試行していったらどうかというふうに思うんですが、そういうことについて聞きたいと思います。

防災基地について、答弁もらったんですけども、いろいろと町内7カ所に置いてきていると、こういうことであります。そういう点は防災基地の方向から変えたということなんですか、方向を。その辺ですね。あと自主防災組織の皆さん方と協力をもらっていくということなんですが、高齢化してくると、消防団は自主防災組織に入らないんですよ。消防団いうのを抜くと自主防災組織というのは、本当に高齢化された方々が中心になってしまうという点があるかと思うので、この辺のところもあったりするんですけども、とりあえずそういうふうに必要な物を置いていただくということは結構なんですけど、あとやはり町長も言われているように、防災ヘリですね。防災ヘリも多きに災害があったら足りるんかどうかという問題もあると思うんですけども、とりあえずこの端から端まで物を送ったり、あるいはその被災者を救出すると、そういう点が必要になってくると思いますけども、一旦その方々がどこかにいてもらわなきゃいけない。また燃料についても、やはり備蓄、相当な量も要りますし、最低3日ぐらいは助けに来てもらえるかどうかという点もあるので、その辺のところが必要かと思うんですね。やはりそれなりの構えた組織、施設が必要になってくるかと思いますが、もう一度聞きたいと思います。

あと、神原団地について、当初予算に載っていないし心配したんですけども、まず土地からということで交渉中ということでございますので、頑張ってもらいたいと思います。

それで、交渉が進めば次の段階で上物の工事費等、設計または工事ということになっていくんですよ。その辺だけ状況をお聞かせいただきたいと思います。

それから、字名ですね、検討するというところでございますので、十分に検討していただきたいと思います。それで、さっきも申しているように、昔の、現在も小川ということで地域されていますけれども、旧小川村ですね。国道から入っていくと、いろんな地域が字があるということで、なかなか国道を走っているとわからないし、観光マップに何々の店は字何とかにあると書いてくれていると思いますけども、その字がどこにあるか。町から来て、その方々に説明しにくいと。走ってもろたら、こういうふうな看板があるから、その看板のとおり入ってくださいよって説明すれば説明も容易になるんじゃないかということでありますので、その辺ですね、質問の趣旨わかってもらえますか。

要するに、国道で見えないところをこっちに行けばその地域があるんだよということ
を明示する、そういう看板、標識というのが必要かと思います。そんなんで、そういう
検討をお願いしたいと思います。このルートで、この標識の問題については、要望とし
ます。

共謀罪ですね。私たちは、私らはこの当局と質問前のこのすり合わせということをや
っていません。ですから、この問題について、先ほど質問内容の通告はしておりますけ
ども、すり合わせしてませんからこういう答弁になるかというふうに思うんですけども、
具体的にそれじゃあどういうことになってくるんよ、で、そのテロ云々のこと言うてま
すけど、テロが入ってないわけでしょう。今、慌ててテロというのを入れようとしてい
ると。3回出てきたこの法律、廃案になった部分ですね、それと、変わらんですよね。
それよりもまだつかまえる、そういうあれが、数がふえているんですよね、前回の廃案
されたよりも。これが大変な問題になってくる。

今、国の秘密ということがだんだんと拡大されて、国会へ提出されるこのいろんな資
料も黒塗りが多くなってきたと。稲田防衛大臣が南スーダンに行ってきたという、視察
に行ってきたと。この11月の派遣前に。行ってきて国会に出した資料というのは真っ
黒けで何もわからんと。こんなことがあつたりしながら、この進めようとしているんで
しょう。しかも、緊急事態条項なんていう、あのドイツのヒトラーはあれは独裁政権、
とんでもない政権だというふうに言ってますけども、あれは国民が支持したんですよ。
支持してできた政権なんですよね。経済的な第一次世界大戦でドイツが疲弊したのを持
ち越したと。そして、そのヒトラーに預けたのが全ての権限を与えるという、そういう
この憲法だったわけでしょう。それでああいうふうになっていったと。

今、日本ももう二度と戦争はしてはならない、そういうふうな中で、私たちは本当に
1個1個大事にしなきゃならない。まさにこの戦争というのは、集団催眠術のようなも
ので、その具体的な中心になっているのが治安維持法という法律ですよね。国民みんな
戻ったんですよ、普通の女性の方が国防婦人会という組織に入って、戦争を推進するた
めに運動する。また、大人の方々がそういう防衛隊ですか、地域につくったり、あとは
5人組という組織のものをつくられて、お互いが住民同士が管理し合うような、そうい
うふうなことで戦争にどんどん持っていかれたと。そういうふうにならない物の言える
時点で物の言える状態をつくったのを置いておくということ、今やらねばならないん
じゃないですか。今国会でもまさにそのような状況でしょう。この共謀罪もあれば緊急

事態条項というのを憲法入れると、これは全て政府に何もかも任せますと、国会の解散もしなくてもいいんですよと、とんでもないことではないですか。

そういうふうなことが1個1個出てるので、今私たちが慎重にここで進んでいかないように、しっかりとしなければ、次の世代が大変な目に遭うと。

ですから、町としてももちろん町民一人一人も頑張りますけれども、町としてもこの町長、頑張って反対の意思を唱えてもらいたいと、こういうことで質問しているわけですので、もう一度見解を聞きたいと思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時01分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前11時02分)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 美濃議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、公共交通についての中で、幾つか再質問があったかと思うんですが、まず、タクシー事業者への経営圧迫という言葉、経営圧迫、そういう御質問もあったかと思いません。通常、公共の交通に関しましては、バス事業者さんであるとかタクシー事業者さん、この事業者さんの経営努力というか、そういうものが主体的に尊重されるものでありまして、町としましては補完的な意味合いからもいろんなコミュニティバス等を走らせているというところでもあります。

ですから、こういうデマンドタクシーであるとかコミュニティバスとか、そういうものを導入する際には、路線バスとか一般のタクシー、そういう同種の業者さんと競合することもあるので、そのときには話し合いも持ち、配慮が必要やという意味で使わせていただきました。

それから、今回導入するデマンド型のコミュニティバスで予約型になるんですけど、それで利用しやすくなるかどうかという御質問もあったかと思えます。

これも6カ月間の試行期間を経て、人数とかそういうものも結果が出てきますので、調査した上で判断していきたいと考えております。

それから、防災基地の問題ですね。これ基地といいますか、分散させて効果的に現在は運用しているということでございます。町内、非常に山あり谷あり細長い、そういう状況の中で、一つの大きな基地をつくるよりも、分散しておくほうが効果的に対応できるのではないかとということで、現在運用しているところです。

それから、燃料のお話もあったかと思うんですけど、当町とJAとは協定しております、防災関係の協働事業に関する協定というものを締結しております。それで、災害発生直後にはガソリンや灯油などを確保してもらうように依頼できることとなっております。

それから、共謀罪についてでございます。

いろいろな賛成、反対、いろんな議論があるというふうに承知しております。市民の生活を脅かすというか、そういう何も悪いことしていない市民が摘発されるという、そんなことも対象になるのではないかと御懸念も当然あるかと思いますが、これはここで論議することかどうかはわからないんですが、国会の場でしっかり議論をいただきたいというふうに思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前11時06分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前11時06分)

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 神原団地の美濃議員の再質問にお答えをいたしたいと思いますが、現在交渉中であるということで、そうした適地はございます。それ決定し次第、皆さん方にまたお知らせをし、そして新年度当初予算でまたその造成費やらまた建築費というふうなことで上げていきたいと、そのような思いでございますので、交渉中でございますので、いましばらくお待ちをいただきたい、このように思います。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 08 分)

再 開

○議長 (小椋孝一君) 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 08 分)

○町長 (寺本光嘉君) 共謀罪の法案についてということで、美濃議員から再質問
ございました。

これにつきましては、やはりテロの脅威というのを私は十分テレビ等で知っております。そうした中で、やはり十分そうしたことを知る中で、今、国会におきまして賛否両論の激論が交わされているというふうなことでございます。

したがって、私自身も、これからは勉強しながらそうした国会の流れを一つ注視をしていきたい、そうした思いでございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長 (小椋孝一君) 11 番 美濃良和君。

○11 番 (美濃良和君) 再々質問をさせていただきます。

あのですね、公共交通については、要するにタクシーという方向についての検討をされるのかどうか、ここのおこころでお答え願いたいと思います。いろいろと申しましたけれども、今やられようとしてる 3 路線の事前に予約制ということでやられるようでありますけれども、これ一つの方法であるかと思えます。しかし、全体的に見て、十分に町民全体がこの公共交通をうまく活用できているかといったら、言いましたように地理的な条件、もう一つは時間的な問題等々でうまく行き切れてないと。頑張っているけれども、住民の側からすればもう少し何とかしてよというのが現状であるかと思えます。

そういう点で、このタクシーの問題について検討されるのかどうか、お聞きしたいと思えます。

防災の問題ですけれども、分散されることは非常にいいことだと思いますよね、幹線道が寸断されたときの対応としてはそれでいいんですけれども、ただ、JA との協定されているということなんです、何しろ JA のあの施設までの道がどうなるかわからん、橋がどうなるかわからんというような状況があったりして、来るかどうかわかりませんし、そういう点でやっぱりある程度のものは持っておかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。

たまたまタンクが、販売せんなんですからね、JAとしても販売するのが目的ですから、たまたまもうなくなっていたときに当たってしまったら大変ですし、そういう点が一つと、そしてもう一つは、被災者をやっぱりどこかに避難させるという点で、もうほんまに和歌山県全体がえらいことになっている可能性がありますので、医大へ搬送という今までみたいなことにならんとと思います。そういう点で、やはりこの施設が必要じゃないかというふうに思いますので、三度目でその辺よろしく聞きたいと思います。

それから、神原団地については、今、町長の答弁で交渉が進んでうまくいけば次の段階としてやっていただけるということなので、できるだけ早く工事、設計工事等の予算化を願いたいと思います。これについては要望ですね。

それから、共謀罪ですけども、勉強しながらということで、本当に勉強してる間に終わってまう可能性もありますので、声を上げるところは上げなきゃならんというふうに思います。基本的には、テロや何やって、一番危ないのは今やっていることですよ、戦争法をつくってアメリカと一緒にあちこち殴り込んでいくというんでしょう、言いかえたら。こうなってくると、よその国は日本というのは大変危険なんや。だから、あちこちで今起こっているテロですよ、あれ、ISが言うてるでしょう。爆弾落としかるからやるんやちゅうて、フランスとかあちこちでテロをやったんですよ。日本は今まで戦争せん、本当に平和な国なんやっていう、それをこの売り文句にしたから日本が狙われなかったんですよ。今、一番のそのテロ対策ちゅうのは、仲よくすることですよ。ここが一番の大事なことであり、その一番危ないのはアメリカと一緒になっって行動すると。アメリカがあちこちに火をつけに行きますから、それに対するいろんなことが起こってくる。

ですから、今、問題なのはそういうことであって、それをうまく利用して、国民弾圧に向かうようなそういう法律をつくられては大変だと思います。

戦争っていうのは、経済が基本にあって、今言っているのは景気、我々上げていかないけないけども、物を買って景気を上げるという本来の景気をよくするやり方じゃなくて、今、財界もそれがあかんから国に武器を売って、それでもうけていこうという、そういう方向になってきているわけでしょう。だから、戦争なんかは財界としては非常に求めているというふうに言われているわけですね。軍需景気じゃなくて、本来の物を買っての景気をどうつくっていくんかということは、この年金下げたらあかんし、消費税上げたらあかんという問題もありますけども、そのところが大事であって、今やろう

としている共謀法っていうのは、まさに年金下げられた、困った、生活苦しくなって困った、そういうことを対象に抑えていくための法律でしかないわけですね。

課長さん、答弁にあったように、あらゆる団体、例えば同窓会であっても、その中で話し合いの中で、これはもう対象団体としてされてしまうんですね。決めるんは警察ですから。そういうふうになってきて、国民の自由に物が言えるというこの最低必要なこのところを守っていくために、この今やろうとしている共謀罪のこの法案っていうのは、大変危険なことになってくる。そういうふうなことにならないように、やはり町長、勉強しながらって、勉強はそら我々も皆しなきゃならないことは確かなんですが、いろんな町村会もあればいろんな発言される機会があると思いますけど、その場でこのような法律はやっぱりやってはならないと、それが町民のためになるんだということで、声を上げていただきたいと、これをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

まず第1問の公共交通についてのデマンド試行ですね。これにつきましては、これからデマンドも一つモデル地域を決めて試行をしていこうと。その中でね、タクシー云々というものは出てくるかもわかりません。しかしながら、今現在、これを議論するまでにはまだちょっと時期尚早ではないかというふうに思います。

したがいまして、いろいろ問題があれば、またそうしたタクシーのほうへも検討課題が回っていくかもわかりませんが、そうした時期を見ながら、一つ御理解を賜りたいなというふうに思います。

それと、2点目の防災基地ですが、これは防災基地をつくろうということ、確かに長谷地区のほうへあれしたんですが、やはりいろいろ障害がありまして、そして分散形式ですね、そうした形に今変わっています。したがいまして、これがなぜいいかというのと、議員も先ほど申されておりましたが、どこで災害が起こってもそれぞれ物資がその場所にあるよというのと、それから、もう一つは、やはり自主防災組織、これと消防団、そして町の消防と、これ三者連携をしながら、やはり災害対応に当たる。そうした対策がスムーズにいけるんやないかということで、今やっておるところでございます。

そうした中で、やはりヘリポートとはいきませんが、小学校の運動場とかそうしたことにもヘリも着陸できるというふうなことも調べ、そして登録もされているという、そうした状況でございますので、恐らくこれでどの地区においても対応できるんじゃない

かなというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それと、最後の共謀罪ですね、これにつきましては、本当に議員が申されますように共謀罪即戦争ということをつないでいけば、おっしゃられるとおりのことだと思います。しかし、我々は皆戦争を知っている人間なんですね。また、今協議いただいている大学の先生等々も、そうした知識を得た上で協議をしていただいておりますので、何とか戦争じやなしに防御、我々は守るんだよというふうな観点から、やはりこれからは私も勉強していきたいなというふうに思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（小椋孝一君）　これで美濃良和君の一般質問を終わります。

続いて、6番、西口 優君。

（6番 西口 優君 登壇）

○6番（西口 優君）　それでは私のほうから、まず1点目として、今後の借地行政について。

①として、現借地については一般的に返還時、賃貸借契約時の現況に復元することとなっていると思われま。さきの議会で借地について問い合わせたところ契約期間60年というのがありました。借地代、年数百万円、これだけの期間を借りると億という公費が使われます。それでいて契約期間が終われば、原状復元に想像を超えた税金が使われることとなります。一般的な契約については途中解約の条項が入っていると思われま。もちろん相手のあることですから話し合いということになりますが、将来の子供たちのために、できるだけ借地を減らす方向で努力していくことはできないものか。

②として、一つの心配事として主要な公共施設があって、地主に返還がかなわないところもあるような気がします。このようなところは永久に地代を払わなければいけないし、契約期間もあります。何らかの理由で地主が変わっていった場合、契約更新を望まない地主も出てくると考えられます。このような場合どうなるのか。

2点目です。町営住宅の耐用年数について。

神野市場の町営住宅が耐用年数・耐震性に問題があるとして建てかえる必要があるという、町営住宅、神原団地の建設年度が昭和45年、46、47年となっております、吉野団地、昭和41、42年、下佐々の団地は昭和43、44、45、46、47年となっております。神原団地の建てかえが必要というなら、順当に考えるともっと古い団地から建てかえる必要があるのではないか、計画はどうなっているのか。

3点目です。常備消防職員の拡充について。

条例によると消防団員は18歳以上、団員定数586名となっています。定年というべき上限年齢の記載ありませんが、それでも現実問題として活動できる年齢には限りがあります。人口減少・高齢化が進み、条例で定数が定められても、文書化しているだけのような気がするのです。もう少し実情に合った消防団員の人数に変更して、常備消防の人員をふやし、安全対策に備えるべきでないか。

4点目です。学校のトイレについて。

家庭では洋式トイレが一般化する中、子供たちが学校で使用するトイレは洋式の割合が全体の4割余りとのことです。和歌山県は平均よりも低く31.1%とも報じていました。また学校が災害時に避難場所となった場合、和式だと足腰の弱い高齢者が使いづらかったりするとのことです。まず使用比率のアンケートをとって、実情に合わせた割合でトイレの改修を行ってはどうか。

5点目です。電動車椅子の定期講習会について。

高齢者の交通事故が報じられていますが、免許証を返納すると紀美野町では生活が難しい。最近普及が進んできた電動車椅子、ケアマネジャーからの申請があれば約2,000円ほどで町がレンタルで貸し出しています。結構利便性のよいすぐれものです。それでも実際に手に触れて乗ってみてこそ、自分に合っているものかわかるというものです。高齢者の行動範囲の確保を進めるためにも、電動車椅子の定期講習会を行うことはできないものか。

6点目です。過去の災害について。

防災は過去の災害を記録に残し、後世に伝えることが大事だと思っています。紀美野町の過去の自然災害を検索しても知ることができませんでした。過去の災害を見ることができれば、下佐々で数年前に二、三度水害に遭った住宅街、今はほとんど家が残っていませんが、建設時に水害に対する備えができたと思われれます。私たちが子供のころからの災害にしても、記憶が薄れるばかりです。今なら各家庭にも写真等記録があるようにも思います。これらをお借りして集めパソコンに取り込み、次世代の災害予防に活用してはどうか。

7点目です。図書室の充実について。

ある人に指摘を受けました。公民館の図書室は、いかにも貧弱だと。もっと書籍の充実が図れないのかということです。私も近隣、岩出市、紀の川市の図書館の利用状況を

聞きに行ってきたのですが、ともに月間の来館人数が2万人前後とのこと。紀の川市では河北・河南と2カ所あって、変わったところではCD・DVDの視聴・貸し付け、新聞が8社分とっており、子供から学生・社会人・高齢者まで世代を超えたコミュニティの場所だと感じました。人口比率、予算的なことに違いがありますから同じようにはいきませんが、もう少し受け入れ態勢を充実することはできないものか。

8点目です。子育て支援について。

紀美野町の最大の課題は、次の世代を担う子供を育てることであるのは間違いのないところだと思います。私の母は高齢で町から介護用品の支給を受けているのですが、これには非常に助けられています。お年寄りにこのような制度があるのですから、子育て支援の一環として、次の世代を担う乳幼児に紙オムツの現物支給ができないものか。

9点目です。まちづくり推進協議会の桜について。

昨年12月末でしたか、1本500円で町の花、桜を育てませんかと回覧にて案内がありました。これについては異論のないところですが、役場が有料にしても行う桜の配付については目的があると思うのです。どのようなことを考えているのか。

②として、一般的に桜は観賞を前提として公園・庭園・道路沿いに植えられることが多いものです。最近道路に雑木が覆いかぶさってくるとの苦情も多くあります。大きくなっていくものから植樹については、どのように指導しているのか。

③として、桜の花はきれいです。関西空港で外国からの利用者がふえているという、貴志川駅のたま電車にも多くの観光客が見えています。紀美野町は霊場高野山に通じる道沿いに位置することから、高野山と歴史的なつながりが深く、たくさんの名所・旧跡があり、歴史や文化が息づいています。町内には風光明媚で豊かな自然があり、至るところが桜の名所といってもよいほど立派な桜並木が見られます。ただ、これが生かし切れていないようにも思うのです。

全国的にはイルミネーションで集客を行っているところも多々あります。紀美野町では、この桜を生かして夜桜を見られるようにし、観光客・宿泊客をふやすことはできないものか。

10点目です。古家の解体費用助成金について。

町内で空き家がふえてきています。維持管理されている住宅も多いのですが、放置され倒壊の危険がある家屋も見受けられます。このような危険な家屋に対して解体費用助成金を支給している自治体も多いようです。自治体ごとに補助金額はまちまちですが、

紀美野町でも古家の解体費用助成金を創設することはできないものか。

1 1点目です。旧美里庁舎の有効利用について。

野上・美里が合併して一つになり、役場庁舎内の業務がほとんど旧野上の庁舎に統合されました。旧美里庁舎は1階部分が使われていますが、2階、3階部分がほとんど使われていません。聞くと、時々会議等で使っていると言っていました、大半が物置状態であります。あのような立派な施設を使わないでおくのはもったいない。もう少し町民のために有効利用を図るべきでないか。

1 2点目です。公共工事の事後検証について。

先日、第2保育所の解体工事が行われていました。この工事については土地の補強ということでくいが多数打ち込まれているので、撤去費用も含めて約5,000万円が計上されていましたが、設計上、打ち込まれている本数の数がそのとおりにになっているのか実際のところ撤去するときにしか確認ができないと思われま。以前、小川保育所の解体工事で図面上は65本のくいが打ち込まれているはずなのになかったという話も聞きました。設計上の打ち込まれている本数と撤去本数との確認はどのように行っているのか。

1 3点目です。議案説明について。

過去のことを持ち出して申しわけないと思いますが、基本的なことなので考えを聞いておきたいと思います。

昨年9月議会で可決された補正予算での説明の中では、Aという土地を購入するとしていたのを精査した結果、12月議会で取りやめにして、Bという土地を購入するという。こういった場合、土地購入のための予算が残っているわけですから、次のBという土地の購入について議会の議決は必要なくなります。議員から見れば、このような手法は補正予算での説明に矛盾が生じ、信頼で成り立っている議会運営に混乱をもたらすものです。新年度の当初予算の説明にしても、説明が正しいと思うから聞いていられるのであって、説明に疑問を持つようなことがあれば前に進みません。たびたび起こると思いませんが、考えを聞かせていただきたい。

以上です。

(6番 西口 優君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

企画管財課長、中谷君。

(企画管財課長 中谷昌弘君 登壇)

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、ただいまの西口議員の御質問につきまして、私のほうからは、一つ目の、今後の借地行政についてと、二つ目の、町営住宅の耐用年数についてと、三つ目でございます、11番、旧美里庁舎の有効活用についてと、四つ目の13番、議案説明についてのお答えをさせていただきます。

まず、一つ目の1番目、今後の借地行政についてでございますが、借地につきまして、可能な限り返却をしながら、借地料の節減に努めているところでございます。しかしながら、借地には耐用年数が長い施設の建設がされているものも多く、そうした場合には、地権者と借地期限の数年前から更新のお願いだけでなく、購入できないかも含めて交渉をしている現状でございます。

また、合併後におきましては、借地行政ではなく借地を減らす方向で努力をいたしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

また、何らかの理由により、地権者が変わり、契約更新を望まれない場合はどうするのかとの質問ではございますが、現在、そのような事例はございませんが、そうした場合には、十分に地権者と話し合いを持ち、御理解をいただき、更新のお願いをするとともに、どうしても御了解が得られない場合には、返却に向けて適切に対応してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

続いて二つ目、2番目でございます。町営住宅の耐用年数についてお答えをいたします。

議員御質問の、町営住宅の耐用年数につきましては、公営住宅法施行令に基づいて、判断するものとされてございます。神原団地、吉野団地並びに下佐々団地につきましては、いずれも、ほぼ年代を同じくして建設された住宅でございます。議員仰せのとおり、順当であれば古い団地から建てかえる必要があるのではないかとのことでございますが、公営住宅につきましては、紀美野町公営住宅等長寿命化計画に基づきまして、公営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現し、修繕、改善並びに新築等を含め、コストの縮減を目指すものとされており、おおむね10年の計画を定め、現在その計画に準じた事業の執行を進めているところでございます。

さて、公営住宅の建てかえ計画につきましては、一つの指針として、経過年数や利用の必要性等を踏まえ、用地の確保、費用対効果などを総合的に判断した中で実施するものと考えており、町の地域的な特性や現在の住宅の場所により、バランスの取れた建てかえを進めてまいりたいと考えてございます。

議員御質問の、吉野団地並びに下佐々団地につきましては、前段で御説明したとおり、総合的に判断してまいりたいと考えてございます。

以上簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

続いて三つ目、11番目でございます。旧美里庁舎の有効活用についてのお答えをさせていただきます。

議員御質問の美里支所の活用の状況でございますが、2階部分につきましては、現在使用可能な会議室は1室、15人程度入る部屋でございます。その他の部屋2室につきましては、防災物資を保管してございます。また、3階部分につきましては、大会議室並びに議場等となっております。議員仰せの、使用されていないように思われるとのことでございますが、2階会議室におきましては、介護予防のための脳トレーニングを地域の高齢者が自主的に使用されているほか、地区老人クラブの集まりなどにも使用していただいております。また、3階会議室におきましても、区長会を含め、各種の総会や地域との協議会を開催するなど、地域の方々に有効に活用していただいているものと考えてございます。

また、駐車場もすぐそばにございます。多くの住民が集まるイベント等においても、その利便性から、住民のコミュニケーションの場として大いに活用していただいているものと考えてございます。特に、先ほども御説明をいたしました、2階部分には、災害用備蓄物資の保管場所として使用してございます。防災における地域の拠点として、有効に活用ができているものとあわせて考えてございます。

今後も、施設の利用方法については、住民が効果的に活用できるよう検討してまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

次に、四つ目、13番目でございます。議案説明についてのお答えをさせていただきます。

昨年9月議会において、補正予算を御可決いただいた、町営住宅新神原団地の土地購入についての御質問であろうか考えてございます。議員御質問のとおり、神原団地につきましては、9月議会において、他の議員から、建設候補地についての安全性について御質疑を受け、過去の水害の状況から、より安全で効率的な建てかえが可能かどうかを、専門的な見地から専門家による調査を行い、12月議会において御報告をし、当初選定した候補地を再検討するとの御説明をさせていただきました。

議員御質問の、あくまでも、議員の御質疑をいただいた中で、より安全性を考慮して、別の候補地を再検討するとの説明をさせていただいたものでございます。議員言われる、このような手法は、補正予算での説明に矛盾が生じるとのことでございますが、このことにつきましては、9月議会の補正予算審議の中で、議員各位から御質疑をいただく中で、御可決はいただきましたが、その後、より安全性を考慮し再検討したものであり、決して信頼を損なうものではないと考えてございます。

議員言われる、新たな候補地を選定した際には、御報告をさせていただきますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

(企画管財課長 中谷昌弘君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 消防長、家本君。

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長 (家本 宏君) それでは、西口議員の3点目の御質問、常備消防職員の拡充についてという御質問に対して、御答弁をさせていただきます。

議員仰せのとおり、紀美野町消防団の設置等に関する条例第4条には定数586人と定められています。消防団員の定数は、消防組織法に条例で定めることと明記されておりまして、それに基づくものでございます。また、その人員につきましては、消防庁告示である消防力の整備指針に示されておりまして、消防団業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数とされています。消防団員の実員数につきましては、紀美野町が誕生した平成18年度は、585人でありましたが、毎年度徐々に減少し平成28年度には544人となっています。

このように、実員の減少傾向が続いたことから、平成26年度から平成27年度にかけて、消防団の今後の運営について各分団の意向調査を行いました。その中で今後の分団運営についてという設問に対しまして、団員の高齢化や新入団員の確保が困難で運営が厳しいや、今後数年で分団運営が困難となることが予想されるといったように、分団運営に何らかの懸念を抱いているという回答が多数ございました。また、今後の分団の組織形態についてという設問に対しましても、分団または部の統合を進めるべきとの回答が多く、これらの回答結果を昨年10月に開催いたしました分団長会議で各分団長に周知いたしまして、今後3年から5年を目途に組織形態を改められるよう取り組んでいくということで意見が一致しているところです。

なお、さきに発生いたしました大規模災害時の教訓から、要員動員力・即時対応力・地域密着性を有する消防団の活躍が極めて大きいことは周知の事実でございますので、こういったことも勘案の上、当町の実情に合った消防団員数についても検討し、地域の方々とともに効果的な組織づくりをしていきたいと考えています。

一方、消防職員の定数につきましても、消防組織法に条例で定めることと明記されています。また、その人員は消防庁告示である消防力の整備指針に定める人員を目標として配置することとされており、消防本部及び署所の管理する消防用自動車を常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員数、通信員、予防要員、総務事務等の執行に必要な職員数を合算し、かつ勤務体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練等を勘案した数とされています。

多様化する災害から住民の方々の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、現有の消防力を低下させることのないよう維持するとともに、さらなる消防力の充実強化に努めていきたいと考えていますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、簡単でございますが、御答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 教育次長、前田君。

(教育次長 前田勇人君 登壇)

○教育次長 (前田勇人君) それでは、私からは、西口議員御質問の4番目、学校のトイレについてと、7番目の図書室の充実についての2点について、お答えをさせていただきます。

まず1点目の学校のトイレについて、お答えをさせていただきます。

紀美野町には、現在四つの小学校と三つの中学校がございます。この小中学校施設における、トイレの状況については、小学校全体で、和式・洋式を合わせ85個の便器があり、そのうち洋式が43個で全体割合の約50.6%となっています。また、中学校全体では和式・洋式を合わせ64個の便器があり、そのうち洋式が26個で全体の割合の約40.6%となっているのが現状でございます。

平成28年4月1日現在の、公立小中学校施設のトイレの状況調査結果が、昨年11月に文部科学省から報道発表されました。その調査結果では、全国平均が洋便器率43.3%で、和歌山県が平均33.1%と全国平均を下回る結果となっています。しかし、

この調査における当町の洋便器率は46.3%と全国平均を上回る状況となっております。

しかしながら、災害時には避難所ともなる学校施設の体育館については、まだ洋式トイレの未設置箇所もございます。

こうしたことを踏まえ、平成29年度当初予算には、美里中学校体育館に、多目的トイレを設置する予算も計上させていただいておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の図書室の充実について、お答えをさせていただきます。

紀美野町には、図書館と呼ばれる施設はなく、中央公民館・文化センター・小川地区公民館・志賀野地区公民館の4施設で図書室を運営しています。それぞれの施設の蔵書数は、現在、中央公民館で1万5,089冊、文化センターで2万3,947冊、小川公民館で3,763冊、志賀野公民館で3,090冊を設置しています。また、利用者等は、平成27年度では3公民館で、利用者数は3,247人、貸出冊数は1万268冊、文化センターでは、利用者数は1,692人、貸出冊数は5,525冊となっております。

図書室は規模は小さいながらも、一日勉強に利用される方や、子供たち、高齢者の方、あらゆる世代に利用されているのも事実です。

平成22年には、中央公民館・文化センターの2室で、業務の効率化・利用者へのサービスの充実向上に努めるため、2室間の図書の検索・取り寄せ等が可能となる図書システムも導入しております。また、和歌山県立図書館と提携しており、県立図書の団体一括貸し出しや、リクエスト図書があれば、お取り寄せができるサービスも、御利用いただけることとなっております。

また、毎年図書購入予算を活用し、新刊図書の購入も定期的に行っております。購入に当たっては、読者の希望をアンケート調査するなど、工夫を行っているところであります。

今後も読者、利用者の希望を調査しながら、図書室の充実に努めてまいりたいと考えますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

(教育次長 前田勇人君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 私のほうからは、西口議員の5番目、8番目、12番目の御質問にお答えいたします。

まず5番目の御質問、電動車椅子の定期講習会についてでございます。

現在、介護保険制度において、原則要介護2以上の認定のある方でケアプランにのっとり、介護保険の福祉用具貸与サービスの一つとして電動車椅子の貸し出しがあります。これは、町から貸し出しを行うものではなく、福祉用具貸与事業所として県で認められた事業所が貸し出すもので、月々の費用の1割、または一定以上の所得のある方は2割を負担するものです。実際に、ケアプランで位置づけられ電動車椅子の貸与を行う場合は、高齢者や御家族がケアマネジャーと電動車椅子の種類や福祉用具貸与事業所を決め、操作する前には事業所から自宅に出向き実物を使った操作説明を行い、安全を確認した上で運転することになっております。

また、毎月、福祉用具貸与事業所が貸し出しを行っている高齢者宅に出向き、安全性の確認や指導を行っています。

さて、議員御指摘の高齢者の行動範囲の確保を進めるためにも、電動車椅子の定期講習会を行うことはできないものかということについてでございます。

現時点におきましては、町が定期講習会を開催する予定はございませんが、今後、関係機関などと勉強を重ねてまいりたいと考えております。なお、老人クラブを初め地域サロンなどから、電動車椅子の講習会の希望がございましたら、民間事業所等からの講師派遣や、安全な取り扱い等の講習の機会を提供できるよう検討してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に8番目の御質問、子育て支援についてでございます。

紀美野町まち・ひと・しごと・創生総合戦略の基本目標の一つに、ふるさと紀美野を愛する「ひと」を生み、育てるがあり、その中の具体的な施策として、子育て世代の経済的負担の軽減をうたい、さまざまな事業を実施しているところです。

さて、議員御提案の乳幼児への紙おむつの現物支給についてでございます。

現在、県内市町村では紙おむつの支給を実施しているところはないようですが、県外では一部の自治体で実施されているようです。今後は、県外の実施自治体や近隣市町などの状況を確認しながら研究してまいりたいと考えますので御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に12番目の御質問、公共工事の事後検証についてでございます。

現在行っております第2保育所の解体工事につきましては、工事監理を委託しております業者である建築士に、設計書に基づく解体工事の監理をしてもらっているところです。なお、解体工事が進む中で、解体設計書と異なる内容が現場で確認された場合には、変更設計を行い、変更契約の締結となるものです。

公共の施設を建設する場合は、工事監理委託業者が、監理業務として、工事完成までの状況の確認と、工事完了後の出来高原寸等の確認を行っているものでございます。

以上、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、細峪君。

(総務課長 細峪康則君 登壇)

○総務課長 (細峪康則君) 私からは、西口議員の六つ目の質問であります、過去の災害についてお答えをいたします。

過去の災害写真につきましては、議員のおっしゃるとおり、災害の記憶が希薄となっていく中、重要な学習材料となりますし、危機意識の醸成のために役立つものであると思っております。過去の災害の画像記録につきまして、紀美野町の保管状況を申し上げますと、住民が出演されているNHKの昭和28年の水害ビデオを初め、過去の災害記録の本や災害時に撮りためた写真などが残されています。また、和歌山県立図書館に災害の歴史資料や過去の災害の新聞記事などが残されておりまして、これらにつきましても許可を得てコピーをし、パソコンの中に保存している現状です。

基本的には、災害による被災写真は、職員が各地域の被災箇所を周り記録に残していますし、罹災証明を発行する上で必ず写真の提供を受けたりしますので、被災写真はおおむね町で保管できております。

なお、これらの画像資料の活用につきましては、各自主防災組織の訓練、学校の授業、それから老人福祉施設などで講義を行うに当たって、資料やパネル写真を張り出すなどして、非常に役に立っているところです。

そういったことから、今後も過去の災害記録を残していくために、収集・保管に努めてまいります。過去の災害で個人が撮影され所有されている写真等につきましては、提供していただく方法なども含め、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

(産業課長 細峪康則君 降壇)

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

（まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇）

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の9番目のまちづくり推進協議会の桜についての御質問についてお答えいたします。

最初の一つ目の御質問についてお答えいたします。

初めに、桜の配付元につきましては、役場ではございません。紀美野町まちづくり推進協議会でございますのでよろしくお願ひします。当協議会は、平成18年度に発足し、その事業の一つとしまして、100年先の景観整備として、町の花である桜で町内をいっぱいにし、日本一の桜の町を目指すことを目的としまして、桜の植栽活動を行う、美しい郷づくり部会が設置されて事業を行っております。そのためには住民の方々にも桜を植えていただき、町一体となることが必要との観点から、平成19年からmy桜配付事業を行ってまいりました。

現在でも多くの方が楽しみにしている町内の桜をふやすことで、観光の一端を担う事業になると考えております。個人の方を中心に、地域の緑化や記念植樹にも活用していただいております。

次に2番目の御質問にお答えいたします。

この事業が始まったころから、桜の配付時においては、桜の木は10年以上にもなってきましたと想像以上に大きくなってくるので、植える場所や植え方などの諸注意を行ってきました。また、手入れや病気対策についての資料も同時に配付させていただいております。

最後に3番目の質問にお答えいたします。

町内における桜を使つての集客状況としましては、雨山の郷販売所で開催される桜の花まつりや観光花木園がございます。観光花木園では、ライトアップされており昼夜ともににぎわっておりますし、樋下の善福寺や民家での桜をライトアップしているところもあります。町施設としましては、ふれあい公園を初め天文台周辺等にも桜があり、こちらも大きく成長しまして、春には多くの方に楽しんでいただいております。

ライトアップに関しましては、現在民間の観光花木園に存在しておりますし、観光協会のホームページやSNSを活用しまして、より多くのお客様に楽しんでいただけるよう情報発信に努めたいと考えております。何とぞ御理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) それでは、私のほうから西口議員の10問目の古家の解体費用助成金について御答弁させていただきたいと思います。

全国の幾つかの市町村では、管理のなされていない老朽危険空き家が地域にあることで、防災・防犯あるいは環境・景観、または、まちづくりなど、いろいろな方面で問題が生じていることから、空き家の撤去費用の一部を補助しているようでございます。和歌山県下では、和歌山市、海南市、有田市、御坊市の4市、それからまた広川町、有田川町、美浜町、日高町、日高川町、すさみ町の六つの町が、この補助を行っているところでございます。

これら市町につきましては、有田川町を除いてはいずれも海岸線を有しており、その沿岸に市町の中心部となる市街地や住宅街があることから、今回の補助事業につきましては、将来起こり得ることが想定されている南海トラフ巨大地震時の津波から住民の命を守るための避難路確保を主な目的としたものと考えてございます。

なお、それぞれの補助額等につきましては、定額または、5割から8割までの補助率で、50万円から80万円の補助限度額を設定して、ある一定の条件のもと、それぞれ市町が補助を行っているところでございます。

さて、西口議員の紀美野町でも古家の解体費用助成金を創設することはできないものかという御質問でございます。これは、空き家関連の別途取り組みでございますが、2015年施行の空き家対策特別措置法により、自治体が近隣に被害を発生させる空き家を特定空き家と認定して、物件の持ち主に修繕や撤去の指導・勧告・命令をすることが可能となりました。

しかし、国から出されたガイドラインだけでは、特定空き家認定の判断が非常に難しいということから、和歌山県では県、市町村、有識者で構成する和歌山県空家等対策推進協議会において、現在、県内統一の基準等の作成作業を進めているところでございます。

今後、この基準等が作成された後、各市町村でそれぞれ空き家管理の体制づくりを進めていくこととなります。御質問の古家または空き家の解体費用助成金については、こ

れら取り組み行っていく中で、県内でもう既に取り組んでいる市町村の事例も参考としながら、研究をしてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

再開は1時30分から。

休 憩

(午後 0時07分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時29分)

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず1点目です。1点目の1として、借地の節減に努めていくというふうな答弁をいただいたんですけども、さきの議会で旧志賀野小学校の施設を契約では36年までしか借りていないのを、りらに38年まで貸すという、これでは減らしていくということにつながらんと違うかなと、こういうふうに思うんですよ。この際ですね、借地賃貸契約についての考えも聞いておきたいと思います。

土地賃貸の契約期間が役所の仕事は口頭約束することがあってはいけないと思っているんですよ。町長でも議員でも任期がある、職員でさえ定年があるという場合、口頭でもしその38年までとかってそういうふうになってきたときにはですよ、それが前の人から引き継いでないよということも起こり得る話です。だから、そういうことがなっては絶対いかんと思っているのよ。

だから、本来は口頭での行政、行政が口頭で継続されたら、その適正な継続性ということも問題が起こってくるのではないかと、こういうふうに思うんでね、この志賀野小学校の土地の賃貸契約、これ以前いただいたんですけどね、もちろん名前も番地も入っていないもんなんやけど、この土地賃貸借契約書というこの4条にはね、この土地の賃貸借期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までとされている。まして、この7条には、乙は本件土地の田部または一部を他に転貸しし、または本賃貸借権を他に移転することができないものとするというふうになっている。こうなっ

いることを考えたら、36年を38年まで貸すということについては、ちょっと問題があったんじゃないかと。本来はこういうふうなものを先に直してから、一旦は36年まで貸して、38年っていうのを直してから38年まで貸すべきじゃなかったのかな。

それと、あくまでも地主というのは町を相手に貸す、町はその事業主体が、りらが町の経営じゃないから、本来はその町が直営の学校とかっていうんならわかるんやけど、町が直営じゃなくて転貸しするような形の契約っていうのは、本来好ましくないんじゃないか、こういうふう思うんですよ。

だから、そらたとえ学校という公的な施設であってもですよ、あくまでも事業主体が町がやってる、町が経営している学校じゃないから、この転貸しに当たるんじゃないかな、こういうふう思うんでね、その辺の考えをやっぱり一応聞いておきたいと思います。

それと、1点目の②として、さきの予算説明、当初予算の説明にもあったんですけども、水道課の施設も借地になっている。役場庁舎にも、ここにも、この下にも借地があるというような話を聞いたことがあります。それとか、スポーツ公園の一部に借地があるとかっていう。だけど、もしそういうふうな場合、その借地があったら、次にどうするっていったところでどうにもならんわけですな。だから、その辺が本来はそういうふうに町費で借りても、今度は返す期間が過ぎたときには、また必ず現状に戻して返さなあかんという。そうしたら、当初の地主の話とは別として、だけど借りてて返すことが難しいというふうな場合は、その借地っていうのはどないなってしまうんやろなど、こういうことを心配するわけよ。

だから、その辺の考えを、たとえ今前回のときも副町長が大体借りられるというような話をそれとなくしてくれてはったけど、自分らでも任期のあることやしな、誰でもよ。任期のあることやさけ、その任期の中できれいに話がつけばいいけど、前の人の任期の約束ら知らんでってこうなってきたときには、大変なことが起こる。だから、そういうふうなことはあくまでもやっぱり文書化せなんだら、ならんんじゃないかなとこういうふう思うんですよ。

だから、その辺の考え方を聞かせてもらいたいと思います。

それと、2点目の町営住宅の耐用年数について尋ねたときに、総合的に判断をしてというふうな回答だったと思います。だけど、まず神原団地、吉野団地、下佐々団地とこういうふうにある。こういうふうにある中で、一番古いのは、実際には吉野団地なんで

すよね。だから、本来神原団地というのが建てかえの必要があるという、同じような建物であってね、建てかえの必要があるというんであったら、当然のことながら、そもそも吉野団地のせめて計画とかがあっていうのができてしかるべきでしょう。今、神原団地については、地主と交渉してるとかかっていうような話聞かせてもろたけど、だけど、それならその本来は吉野団地のまず優先、耐用年数とかかってこういうふうな最初の神原団地を建てかえる必要があるというたときの説明に、耐用年数とか耐震性に問題があるということで建てかえなあかん。そしたらその吉野団地らはそういう心配がないんか。こう考えたときに、本来は古い順から建てかえる必要があるんじゃないか、こういうふうにするわけですよ。

だから、まずその同じような建物の中で、建てかえの必要性について神原団地が1番になったという、この根拠っていうのはどこにあるのか尋ねたいと思います。

3点目の常備消防職員の拡充についてと、こういうことを質問しました。

今回の議案の中で、消防職員の補充を前倒して37人が40人に改めるという、これは大いに結構なことなんです。けど、これについては、この現時点でその消防団員の定数が586名となっちゃう中での定数かなって。もしそういうふうに定数、年々消防団の高齢化っていうのはもちろんのことながら、1年に1歳ずつ年をとる、誰でもそうなんですけどね。けど、そういうふうに考えたときに、その紀美野町っていうのはこの面積はもちろん変わらへんしな。だから、団員が高齢化になってきて、それでいて安全対策を考えていこうと思えば、常備消防職員っていうものの拡充がもう少し必要になってくるんじゃないかなとこういうふうに思うんです。そうでないと、消防団が年をとってくるのに、それに対処しようと思ったときにですよ、正規の職員がもう少し拡充されていなかったら難しいんじゃないかなって、そういうふうに思うので、再度の答弁を求めたいと思います。

4点目です。学校のトイレ、当町は洋式トイレの比率が確かに和歌山県内では進んでいるという、それは大いに結構なんやけどね。ただ、それではまず思うのに、その実際に使われている比率というのを、確かに和式のトイレのほうがいいという人もいてると思うんです。だから、そういった中で、まず比率を調べて、そうしてその必要に合ったような形に改修すべきじゃないかな。まずそれはアンケートなりなんなりとってみやんことにはそれはわからん話やしな。だから、まずそういうことをアンケートをとってみるという。

確かに紀美野町は洋式トイレの比率が高いというのは、さっき聞かせてもろたんやけど、それでもなおかつそれが適正かどうかということについては、一応調べてみて、だからとりあえずはアンケートなり何なりをとってみるということはどうですかね。その点の回答を再度求めたいと思います。

5点目です。要介護2以上で貸し出し要件というふうになっている、ラクターね。ラクターの貸し出し要件が要介護2以上で貸し出し要件になっているという。ただね、私思っているのは、実際にラクター、電動車椅子に乗るようになってから練習というんじゃないくて、これから先、乗らんなん可能性が誰でも起こり得るわけやしな。だから、健常者のうちにそういうことがあるということ、前もって若干わかったほうがいいかなと、こういうふうなことをよ。実際に車に乗っている人はまだまだ車を離してラクターに乗りかえるとも思えへんけども、ただそういうことがあるということね。将来乗らんなん時期が必ず誰でも来るわけやしな、だから、達者なうちにこういうことを選択の一つにあるということを考えられるように、健常者にその今すぐ借りるというんじゃないで、借りるというんじゃないけど、ただそういうことが、こういう乗り物があるんやなということを知ってもらったためにも、安心できるんじゃないかなと、こういうふうにするんですよ。

だから、その点についての考え方を再度の答弁で求めます。

6点目の過去の災害について、NHKとか和歌山県に水害のビデオとかあってというのが保存されていると、そのような答弁だったと思います。

ただ、その我々は紀美野町に住んでて誰でも見られるというような、そういうふうに、防災意識っていうのはそういうもんやしな、今災害が起こっているわけじゃない。だけど災害はいつ起こるかもわからんから、そういうことを常時見ることが可能という、そういう体制が必要でなかろうかと思うんですよ。本来はやっぱり絶えずいつも何も災害も何もなくても、いざ起こったときはこういうふうなことって、それがやっぱり防災につながると思うんでね、もう少し見やすい環境、誰の目でもいつでも触れることができるという、こういうふうな体制づくりが、やっぱりこれからの防災っていうのは必要じゃないかなってこういうふうにするんで、その点についての再度の答弁を求めたいと思います。

7点目です。これね、岩出とか紀の川市、実際に行ってきた聞かせてもろたわけよ。どないしてカウントしてんのよって。そうしたら、入り口出口にセンサーを取りつけて

て、入ったら出るということで、だからその通過した半数の2分の1にしていますって、今こういうことなんですよ。だから、このカウント数っていうのは、案外正確なもんやろうなと思うんやけど、先ほどの説明の中では、公民館とかっていう、3公民館、この3,000何ぼっていうのは年間の数字じゃないかなと思うわけですよ。だから、本来は人口比率、予算的なこともあるから、そんなにそんなに一緒にとはまるっきり思っていないやで。ただ、単純計算して、向こうが年間、月間が2万人と言うてるわけよ。月間が2万なら、せめて2,000や3,000のその利用者があるってしかるべきかな、そういうふうになればいいのにな。そらあくまでも現実問題として、規模が違うっていえばそうやけど、ただ、その人口比率から考えたときには、やっぱり月間2,000や3,000があって大体同じくらいかなと思うんですよ。

だから、それに近づけられるような利用者数にすることができやんのかな、こういうふうにするので、そら本来は読書に親しむというこういうことが、これからはやっぱり必要なやしな。だから、そういうことが起こればいいって思っている。それは希望的願望かもわからんけども、行政としてはやっぱり近隣の市がそのぐらゐの利用者がある。それは紀美野町はそれだけにはいかないというのは、何らかの原因があるであろうとこういうふうを考えて、それに近づける方法に持っていくのが行政の努めかなとこういうふうにするんですよ。だから、その点の考え方を聞かせていただきたいと思います。

8点目です。紙おむつの現物支給という、県内に支給がないとこういうふうな話でした。だけど、まずこういふふうにお年寄りにこういふ制度がある、これ結構本当に助かっているわけですよ。それとですね、子供っていうのは、実際には紀美野町もよくやっていると思う、18歳までの医療の無料化っていうのを考えたら、本当によくやっているなとは思いますが、これでよしというもんじゃないと思うわけですよ。子育て支援というのは、これでいいというもんでもない。実際問題として、子供がなければ町の存続っていうのがかなわんようになってくるから、やっぱりし過ぎということについてはないと思うんですよ。

まして子供の投資という、特に乳幼児の子供のおむつなんて、大きくなったら要らないから、一定の期間のことやしな、高齢者に支給するよりも楽なはずよ、予算的にはね。

だから、紀美野町、確かに財政的にしんどいというのはもちろんわかるんやけど、だけど難しいもんでもないような気がするから、その点についてもう一度再考できやんもんか、何とかいい方法がないもんかと、こういうことについて考えを求めたいと思いま

す。

まず9点目、まちづくり推進協議会というのが、美しい郷づくりということで平成19年からやっているという、そら大いにいいことやと思ってるねんで。ただですよ、前に産業課だったかな、どうかなと思う、桜の植樹で苗木と補助金を出したことがあるような気がするわけよ。これ平成大橋の付近だったかな、僕は余り記憶が定かでないのやけど、何年も前やけ。普通やったら、もう当然私も忘れるぐらいやけ、かなり桜も大きくなっていくかなと思うんやけど、そういうふうな中で、それは当然目的というのは同じような目的やったような気がするわけよ。だから、その目的で行ったことが、数年たったら結果が出てくるようなもんやけど、あれどないなってるのかなって、そういうふうにならんと疑問に思うわけですよ。どこあったんかな、僕も定かでないのやけど、確かにそんなような話があって、苗木もくれて補助金も出たような気がする。だけど、目的としては、多分桜のそういうふうなまちづくりという形やった、だから、そういうことが以前もやって、年度ずっとやっていく中で、その結果がその反映されてきたらよかつたなって確かになるんやけど、そのやりっ放しじゃ始まらない。だから、以前やったやつの結果っていうのは、どないなっているんやろうと思ってしまうわけですよ。

だから、あれはどうなっているのかな、今現実にはわかる人があったら、ちょっと尋ねてみたいと思います。

10点目です。解体費用の補助金の創設ができればいいのにな、これ私も空き家等対策の推進に関する特別措置法というの、これちょっと見せてもらったら、第3条に空き家の所有者等の責務というのがある。空き家の所有者または管理者は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空き家等の適切な管理に努めるものとする。これはまあ当然の話ですな、持ち主が。ただ、この4条に市町村は第6条第1項に規定する空き家等対策計画の作成及びこれに基づく空き家等に関する対策の実施その他の空き家等に関する必要な措置を適切に講じるよう努めるものとする、こういうふうになってある中で、そのこういうふうな責務がなっているんであったら、その紀美野町ではやっぱり現実には空き家のそういうふうな対策が講じられているという市町村もある中で、紀美野町についてはまだ対策がおくれちよるような気がするわけよ。だから、その点について、どのように考えるのか尋ねたいと思います。

11点目です。1階、旧美里庁舎の利用ということについて、1階は常時使われている。2階としては、備蓄物資などを置けるようになっていて。防災、区長会なんか

で防災を考えるというこういうふうな会議に使っていると。だけどそういうもんは、本当に常時使っているというわけじゃないわしな。だから、もう少し確かに建物はこういうふうに使っていますと言うたところで、もう少し利用価値があるというふうに思うわけですけどね。物置でも使えるものは物置で使えばええ。だけど、あの施設って案外立派なもんやしな。ああいう立派なもんがほかにそういうふうにもっと利用価値があつてしかるべきかなと思うんやけど、その点がこれで適正やというその有効利用ということまでいかないんじゃないかな。その役場の庁舎みたいな立派なもんが、ただ備蓄物資を置いているだけとか、区長会で防災の会議するとかっていうだけでは、毎日やっているわけじゃないのやけ、だから、もう少し有効利用というのを考えるべきじゃないかと思うんですよ。その点の考え方を聞かせてもらいたいと思います。

1 2 点目です。この先ほどの答弁の中で、実際には現在潰している第2 保育所の跡地に、はた通っているとね、くいも置かれていました、確かにね。だから、そのくいってというのは、設計上、打ち込まれていたくいの本数とそれと掘り出したくいの本数っていうのは、同一のものがあつたのかという答弁がなかったので尋ねたいと思います。

それと、変更契約でその金額が変わってくるとかっていうような話、もし本数が不足あつた場合に。ところが、それやったら小川保育所で、以前小川保育所を潰したときにくいがなかったという話。僕も図面見せてもらったら6 5 本入っていると勘定したらそれだけ入っていたわけよ。だけど、もし普通に考えたら、くいを打ち込むのに当然金がかかっているはずやしな、打ち込むための金がかかっている。そうしたら、掘り起こすのにも金がかかっている、そのための予算組んでるはずでしょう。

だから、もしそれがそのとおりになくて、これがそのとおりに旧小川保育所を潰したときに、この今、第2 保育所では変更契約をして減額するとかっていうような話を聞かせてもらったけど、だけどそれなら小川保育所はそういうふうになったんかということ、一応、尋ねておきたいと思います。そうでないと、話し合わんですよな。だから、別に古い話やさけえ、どうって言うても始まらんし、建てた会社もなくなっちゃうような状態やけえな、どうって言うても始まらんのやけど、ただその本数の確認っていうのは、実際問題としてどうあつたんかいなと思うわけで、再度の質問として尋ねたいと思います。

1 3 点目です。この1 3 点目、私この当時の昨年9 月議会で可決された補正予算っていうのは、反対の立場だったんで賛成してないんでね、あれやけど。ただ、議会として

は総意は賛成やと。ただ、私このとき、さきの議会での精査した結果取りやめにしたということあった、そのね。だけど、それやったらこの用地は買いますよとそれ決めるときになんですよ、もう少し精査してここにしようらよってこういうふうなほうがよかったんじゃないかなと思うわけよ。その一旦補正予算組んで計上して予算が通って、それでいて買うと決めただけどやっぱり精査してやめましたというんであったら、それやったらもうさきに補正予算組むときに、本来は精査してここでしか、これが一番最高やと考えるようになってから、その予算を組むべきじゃなかったのかなと。そうしたらこんな問題も起こらへん。

だから、本来はやっぱりそうあるべきやと思うんですけど、その点の考え方を尋ねたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 西口議員の再質問、第1点目、このりらの契約の行為のことが言われておりましたが、平成26年から32年ですか、31年ですか、任期がないのにこの契約してもええんかい。また、前の町長が契約した行為について、わしは知らんと言うんかいというような、こんなちょっと法に合わんような御質問であったかと思うんですよ。

これは、あくまでも契約行為の継承といいまして、たとえ町長が寺本になろうと、西口になろうと、町長という職名であればこれは継承していくんですよ。したがって、30何年度という契約もそれで成立しているんです。そののところ、法的にそうなっていますので、御理解を賜りたい。

それから2点目の町営住宅の関係ですけど、先ほど課長のほうから紀美野町の公営住宅等長寿命化計画、これに基づいてやっていると、こういうふうに御説明させていただいたんですね。そして、その中に吉野住宅、そしてまた下佐々住宅、そして今回の神原住宅。この3カ所は大体同じような時期に建築がされておったと。しかしながら、この建築につきまして、やはり我々はきょう決めてあしたからするのではなしに、何年か前からやはり入居者が入らない、入居者数が少なくなってきたところを見込んで建てかえていく。そうした計画的にやっているんですよ。

そうしたことをひとつ御理解を賜りたいというふうに思います。それをうちの中谷課長が総合的に判断すると、中で今後やっていくんやと、こういう説明をさせていただいたと思います。

それとこの13番目の、私の不徳のいたすところかも知れませんが、もう少し精査をしたほうがよかったのではないかと。これは私もあの上まで水が来たということ、本当に実際知らなかったんですね。それ皆さん方の御指摘によってそれを確認し、そしてその専門業者に設計のあれをさせたと。その結果、今のところは、現在のところは川幅も広がっている、また深くなっている、そうした中で、近年あそこの箇所については水がついたことがないという結果が出ておりましたが、しかしながら、より安全性を考慮して、そして変更させていただいたということでございます。

それにつきましては、12月議会でも説明をさせていただき、そしてここで予算を何で取り下げやなんだんだんと、こういう御指摘もあったかと思えます。これにつきましては、やはり予算化をし国の補助制度に乗っかってやり出した。したがって、その場所については、変更してもこれをやり抜いていくという中でやっておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思えます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時02分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、西口議員の再質疑にお答えをいたします。

まず、1番目の今後の借地行政ということでございます。先ほども私、御説明をいたしましたとおり、借地行政については合併後してございませぬし、借地料の節減につきましても努力をしております。ある程度の成果が出ております。

それと、もう一点、転貸ということでございます。借地契約にもほとんど転貸を禁止するというふうな文言が、通常であれば契約の中に記載はされてございます。しかしながら、あくまで最初の契約につきましては、紀美野町と賃貸、それとの信用性の中で結ばれた契約でございます。しかしながら、もし今りらさんのように、町がまたそのりら

さんにお貸しする、りらさんに使っていただくということでございましたら、いわゆる転貸になるのではないかとということでございます。それにつきましては、現賃貸人の承諾を得て、なおかつ信用性のある方であれば、了解を得た上でお貸しするというものをしてございます。

また、施設自体が今後有効に使える施設であり、それと地域の活性化も含めて、その建物を紀美野町から別の方にまた転貸をするということで御理解をいただきまして、現賃貸人には詳しい御説明をして御了解をいただいた上で、やっておるということで御理解を賜りたいと思います。

それと、住宅の耐用年数はもうよろしいですか。補足いいですか。

続いて、それでは11番目の美里庁舎の有効活用ということでございますが、私、最初に御説明しましたとおり、会議室等々3階の大会議室につきましては、大変地域の皆さんにも利用していただいております。これが利用頻度が高い、低いというのは難しいところなんです、私どもとしては、非常に有効に活用していただいていると思っています。自主的に活動している団体も利用していただいておりますし、各種の会議や住民の方が参加する会議も使われていると考えてございます。

それと、もっと今以上に有効活用はできないかというお話やと思います。それにつきましては、先ほども説明しましたとおり、防災資機材の備蓄も行ってございます。今後、震災を控えて、控えてではございませんね、震災が起こり得る場合を想定して、当然備蓄物資の量もふえてございますし、どんどん行政側の利用というのがふえてきてございます。できる限り、今、余り使用されていない部屋と申しますか、そういうものにつきましては、ある程度のパーテーションで仕切るとか、そういう必要性もあろうかと思っております。そういうことをしつつ、より住民の方に利用していただけるというような方法で検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午後 2時09分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 大変失礼しました。西口議員の再質問の中で、役場の敷地であるとかスポーツ公園であるとか、町の上水道施設であるとか、大変なくてはならないところの土地をお借りして施設を建てています。耐用年数に合わせた契約期間になっているかどうかは別として、当然ながら施設を使っている間に現在の期限は迎えることもあります。そのときには、地主さんと交渉に行きまして、できたら購入させていただきたいとかということも含めてお願いして、なかなかそれがかなわなければ更新をお願いしたいということで了解いただいて、今に至っているというのが現状でございます。

ところが、こういう施設も恒久的なものかといえばそうではないと思っておるところで、耐用年数がくれば、やはり建てかえということも当然考えていかなければいけないというときも来るやに思います。

だから、そういうときにはそういう形での地主さんとの話し合いということも必要であるというふうに考えておりますので、それにつきましては、十分地主さんとも相談、交渉した上で契約に応じていただきたいという形で進めているのが現状でございます。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） それでは、西口議員からの再質問にお答えをさせていただきます。

先ほども消防職員の定数に関して少し御答弁をさせていただいたところでありますが、この定数に関しましては、消防本部、署所の管理する消防自動車を常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊、指揮隊の隊員数等々といったような基準がございまして、あくまでもこれに基づいた形で人員を確保するというところでございます。

この車両数、対象といったものに関しましては、人口と密接な関連性がございまして、消防団員数が減少したからといって、なかなかこの常備職員数にリンクさせてということ、今は考えにくい状況であるかなというふうに認識をしております。

一方、消防団員の定数に関しましては、消防団業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じて必要な数とすると。その業務たるは火災の鎮圧、火災の予防、また警戒、地震・風水害の等の災害の予防、警戒、それから災害時における住民の避難誘導等々といったような形で、こういった業務を全うするために地域の実情に応じた人員を確保しな

さいというようなことになっております。

そういったことから、先ほど議員が御懸念されているように、やはり団員の高齢化等々によりまして、安全性の低下、また定数の持続に関してもいろいろと問題があるんじゃないかといったような御指摘がございましたが、そのとおりでございまして、これも先ほど答弁をさせていただいたとおり、しばらくの時間をかけた状況の中で、じっくりと組織ということに関して検討した上で、持続可能な形というのを見出し、やはり消防団でなければならない安全性また安心の提供といったような部分がある限り、絶対的に必要な組織であるというふうに考えておりますので、適正な規模を再考した中で、今後、常備消防、非常備消防ともにリンクをしながら住民の方々に安全・安心を提供できるよう精いっぱい取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 教育次長、前田君。

○教育次長（前田勇人君） 私からは、西口議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず4番目の学校のトイレについてということで、実際に使っている割合はどうかということであったかと思えます。

設置につきましては、5割を超えているというふうな学校もございます。しかしながら、いずれの学校につきましても、実際に使用している実績というものはとったことがございません。ですので、今後、学校とともに使用状況についてはそういったことで相談をしてみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

それから、7番目の図書室の充実についてということで、利用者が少しでも多くなれないのかというふうな御質問であったかと思えます。

今後は利用者が少しでも多くなるように、今後とも読者または利用者の希望を調査しながら、書籍の充実や興味ある特設コーナーなどを設けるなど工夫をまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 西口議員の五つ目の再質問、電動車椅子の定期講習会についてでございます。

本町では、平成28年度から32年度までの10次紀美野町交通安全計画という中で、

高齢者が安全にかつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成のために、参加体験実践型の交通安全教室の推進や関係機関、団体等との連携による地域に密着した交通安全教育の推進をうたっているところです。

そのため、今後は議員御質問の電動車椅子も含め、関係機関と検討してまいりたいと考えております。

次に、8番目の御質問、子育て支援の再質問についてでございます。

子育て支援はやり過ぎということはないのではないかとという再質疑であったかと思えます。これにつきまして、先ほど答弁させていただきましたとおり、県外で先進的に行われている実施自治体などの状況を研究してまいりたいと考えております。

次に、12番目の再質問の公共工事の事後検証についてでございます。

小川保育所につきましては、解体工事の設計監理委託業者が設計図面を設計し、実際に解体したところ、くいの本数に設計書との誤差が生じたため、請負契約の金額から減額を行ったものでございます。

以上、簡単ではございますが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、細峪君。

○総務課長（細峪康則君） 私からは、西口議員の6番目の質問、過去の災害記録の活用についての再質問についてのお答えをさせていただきます。

先ほど町が保管している災害のビデオ、これ28年の水害のビデオなんですけど、それとか新聞のコピーでありますとかパネル、それから災害記録の本など、こういうのを保管しているということをまず町民の方にお知らせするのが大事だと思うんです。

そうでないと何があるのかわからない状態でありますんで、そういうことをお知らせが必要かと思えます。それについて、今後その貸し出しであるとかそういうことについても、今後検討をしてまいりたいと思えます。

なお、西口議員が常時災害意識の向上のために常時見る必要があると、おっしゃるとおりだと思います。ただ、これがネットへ上げるということも含んでのことかどうかはちょっと定かではないんですが、そういうのは被災物の所有者の同意とかそういうこともありますので、それはもう慎重に取り扱っていかないといけないとは思っております。

以上簡単ですが、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 西口議員の桜についての再質問にお答えしたい

と思います。

補助金等を出して植えられたものでございますけれども、まず平成大橋の近くの山林に植えられている桜について、私が知っている限りのこととお話させていただきます。

平成19年から20年当時、京都の桜守の佐野藤右衛門さんの御指導でしだれ桜や実生から育てた桜、それから紅しだれ桜、もみじ等が植えられております。この中には、藤右衛門さんから直接御寄附いただいたものと、県事業で植栽されたものがあります。大きな木も3本あります。

ただ、実生から育てたものというのは、畑に植えられているものと比べて木も少しずつ大きくなってきておりますが、まだ皆さんに見ていただくには至っておりません。現在、草刈りをしながら育てて手入れをしております。もうしばらくかかるとは思いますが、今後、推進協議会の美しい郷づくり部会で皆様に見ていただけるように話し合っていきたいと考えております。

ただ、残念なことは、一部、鹿の被害にも遭っていることも事実でございます。

大きさはといいますと、この下の役場駐車場斜面に植えられているぐらいのものが一番大きいぐらいになっております。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 西口議員の再質問にお答えさせていただきます。

空き家対策特別措置法に対する町の動き方というんですか、どういうことなんだという御質問であったかと思えます。

空家特別対策措置法に基づいてある、市町村が問題のある空き家を特定空き家と認定して指導または勧告等が可能になるということでございます。先ほど西口議員が申されました、空き家対策計画、これにつきましては、市町村の権限として国が策定する空き家等に関する基本計画に即した空き家対策計画をつくっていかねばならないということになっています。

先ほど申しました市町村の中で、8市町村がここ二、三年のうちにこの計画を立てて、対策をしているということでございます。先ほども申しましたとおり、地震の津波時の避難路の対応ということで急遽そういう対応をされているのかなとも考えているところです。

ただ、この8の市町村で独自の基準に基づいて特定空き家というふうな形で位置づけ

ているんですが、先ほども説明させていただきましたとおり、国から出されたガイドラインだけでは非常に基準が難しい。建築家とかいろいろな法的な知識のある方々に基づいていろいろな対策を、基準をつくっていくということが必要ということで、今、県と市町村がともになって基準づくりをつくっているところです。

来年度ぐらいに完成するというふうな話を聞いています。紀美野町におきましても、その基準が決まり次第、先ほど申しました計画等をまた考えていきたいということで考えておるところでございます。

ということで、法に対する対応ということで、今、紀美野町はそういう状況でございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 6番、西口 優君。

○6番（西口 優君） まず、1点目の借地行政の中で、先ほどの答弁の中に、この土地賃貸借契約書がこういうふうに現地主と賃貸借の承諾を得ているという。確かにそうなんだと思います。だけど、それをその今現在の状態では口頭化されちゃうという形やしな、この分書化されてないんやけん。だから、本来はそれを早急に文書化しておくことが、もし相手方、地主の方にもその話聞いたという、副町長のほうにしてもでしょう。今は達者やで。だけど、いつ何どき何があるともわからん時代やけ、そういうことはやっぱり行政の継承ということを考えたときに、あくまでも誰が見てもわかるという形の文書化というのが必要かと思うんですよ。だから、その点について再々質問したいと思います。

それと、町営住宅の耐用年数の中で、まず何年か前から建てかえていく準備というの、こういうふうな説明、総合的に判断して順位を決めるという、当然そういうことなら、吉野団地にしても下佐々の団地にしても、それなりの大まかな青写真っていうのはできているかなど。そうでなかったら、神原団地が今にもかかろうというてるような状態の中で、吉野団地に下佐々団地はまだ手つかずというような、何年か前から準備しているというであつたら、この場所で話せる範囲のことで結構なんで、わかりやすく説明を求めたいと思います。

それだけです。

○議長（小椋孝一君） 企画管財課長、中谷君。

○企画管財課長（中谷昌弘君） それでは、西口議員の再々質問にお答えをいたします。

議員申されるとおり、賃貸借契約のきっちりとした文書化ということでございます。そういう御指導いただきました。その点につきましては、きっちりと文書化して対応してまいりたいと考えてございます。

それと2点目の住宅の件でございます。計画が今後進めていくという話の中で、具体的な年度といいますのは、ちょっと申し上げることができません。今、現時点で神原団地の建てかえの事業を進めてございます。そうした中、いろんなことがございまして、計画もちょっと後ろにずれている状況もございまして。そうした中で、実際に今、吉野団地と下佐々団地の計画が何年度から始まるというお答えはできません。それと、吉野団地と下佐々団地につきましては、議員御承知のとおり当然棟数も数がございまして。そういうことも踏まえて、それと吉野団地と下佐々団地というのはある程度近隣に隣接しているということもございまして、現住宅の土地の状況も踏まえて、ある程度統合も含めて用地の確保であるとか、建物の規模であるとか、そういうことを検討しながらいくという方向で進めてございます。

具体的に何年度からというのは、お答えはできませんが、まずは建物の規模等々、それに対する経費もございまして、国の補助の関係もございまして、そういうものを総合的に判断して進めてまいりたいと考えてございますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小椋孝一君） これで西口 優君の一般質問を終わります。

しばらく休憩します。

10分間、40分から。

休 憩

(午後 2時30分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時39分)

○議長（小椋孝一君） 続いて、8番、向井中洋二君。

(8番 向井中洋二君 登壇)

○8番（向井中洋二君） それでは、3点お伺いをします。

まず1点目、買い物弱者対策について。

過疎化が進む地域で買い物に不便を感じているとよく聞きます。こうした問題の解決に向けた対策のお考えをお伺いをします。

2点目、地域おこし協力隊について。

地域おこし協力隊の活動内容、また活動場所について。そして、任期終了後の定住に向けた取り組みについて、どのように考えているのかお聞きをします。

3点目、自然エネルギー利用対策について。

風力・太陽光・火力・水力などさまざまな自然エネルギーを利用して、財源確保につなげてはどうかと考えます。太陽光発電は町も取り組んでおりますが、その他の自然エネルギー利用についての考え方を伺います。

よろしく申し上げます。

(8番 向井中洋二君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、湯上君。

(産業課長 湯上章夫君 登壇)

○産業課長 (湯上章夫君) それでは、向井中議員の1番目の買い物弱者対策についての質問にお答えさせていただきます。

現在、当町においては高齢者のひとり暮らし世帯や自動車の運転が難しい方、日常移動範囲内に商店がなくなったなど、買い物に不便を感じている方がおられます。そのような買い物弱者の方々への対策として、当町においても解決策を研究するとともに、現在、複数の民間事業者からそれぞれの買い物弱者解消に関する提案を受け、勉強会を開催している段階でございます。

一つは、平成27年度に町全域に開通した光回線を活用し、テレビ電話を利用した買い物支援サービスの提案を受けております。サービスの内容は、次のようなものでございます。

まず、町内商店に協力を依頼し、取り扱い商品が掲載された商品チラシを作成します。利用者である高齢者が、買い物支援サービス事業の協力者にテレビ電話をかけ、商品チラシに載っている商品の中から必要な商品を注文します。その注文を受けた事業協力者は、町内の商店で商品を調達し、配達を行うというものでございます。また、事業協力者は高齢者に定期的にテレビ電話をかけ、高齢者の見守りも同時に行うことができるといったものであります。

現在、町商工会、事業協力者として、町シルバー人材センターと何回か勉強会を重ねているところであります。

二つ目は、高齢者向けタブレットを利用したサービスの提案を受けています。これは、スマートフォン等を所有する子供世代が高齢者向けのタブレットを持っている親世代の健康確認・服薬確認などの生活状況を確認できるとともに、地域情報の発信や買い物支援等を行うサービスです。買い物支援については、ここ数年、数カ所で実証実験をし、平成29年度より実現に向け、関係自治体や地元スーパー、また社会福祉協議会、シルバー人材センター等と協議していると聞いております。

今後さらに研究を重ね、買い物弱者対策に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

それと、3番目のほうの自然エネルギー利用対策について、要旨として太陽光発電以外の自然エネルギー利用についてお答えさせていただきます。

自然エネルギーといいますと、議員おっしゃるとおり太陽光発電、風力発電、バイオマス発電があります。ほかに温度差熱利用地熱発電、太陽熱発電、小水力発電、地中熱利用、雪氷差熱利用があり、温室効果ガスの排出の低減など再生可能エネルギーの転換により、地球温暖化防止を進めるため、環境に配慮した再生可能な資源を活用した燃料の使用が増加しております。

和歌山県下でも、太陽光発電、風力発電、バイオマスエネルギー、中小規模水力発電など、新エネルギーについて、各地域の特性を生かして取り組んでいます。小規模水力発電については、近畿で初めて農業用水を活用した発電所がみなべ町に建設されました、木質パウダーの取り組みについて全国で初めて実用化し、日高川町や新宮市の温泉施設のボイラーで利用されているようです。太陽光発電施設については、立地条件さえ整えば町有地の有効活用など実施しやすく、現在、きみのこども園や総合福祉センターにも設けられております。

また、平成25年8月にはふれあい公園近くに施設が整備されました。これは、企業と共同で事業を進められた結果、町財政に負担が少ない事業として実施できております。ほかに風力発電として生石高原付近で事業希望があり調査を進めましたが、県立自然公園内であることから事業実施が不可でありました。また、小規模水力発電については、安定した水量と落差が必要となり、電力量も安定しないことから事業実施がかなわなかったものです。

各新エネルギー活用については、安定供給面、コスト面でも課題がありますが、温室効果ガスの排出を抑制する有望な純国産のエネルギーと認識しております。それと、資源の有効活用の観点からも、現在に至っています間伐材搬出などの環境保全も自然エネルギーの利用につながるものと考えております。

今後、関係各所と連携を取りながら、さらに、次世代に配慮した自然エネルギーの有効活用のため、研究を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

(産業課長 湯上章夫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) まちづくり課長、西岡君。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 登壇)

○まちづくり課長 (西岡靖倫君) 向井中議員の二つ目の地域おこし協力隊についての御質問についてお答えしたいと思います。

現在、まちづくり課では3名の地域おこし協力隊員が活動しております。

まず1人目は、真国地域で雨山の郷プロジェクトのサポート全般と上神野地域でのサポートを行っています。ほかには、農家民泊を活用した教育旅行の受け入れや過疎化交付金事業で実施している、民泊と田舎暮らしへの喚起及び紀美野町のPRを兼ねた事業のコーディネートも行っております。

2人目は、小川地域で小川の郷販売所の運営を中心に地域活動全般をサポートしております。3人目におきましては、和歌山大学との包括協定により教育委員会とも連携しまして平成29年度より実施予定の、小・中・高校でのICTを活用した教育制度の導入を担当しております。これは、教育面から将来を担う子供の郷土愛を育み文化や歴史を後世に伝えることや、将来の紀美野町を考えていくこと目指して進めていくものでございます。

次に、任期終了後の定住に向けた取り組みについて説明させていただきます。

隊員には、ぜひ、紀美野町内で定住をしていただきたく、サポートについてはいろいろと考えております。卒隊後の具体的なサポートにつきましては、起業に向けた補助金制度、業務の状況によっては集落支援員等として雇用の道も考えております。また、卒隊後の起業等に向けた研修会や勉強会への参加や、資格の取得等についても対応しております。さらに、地域の方々の応援や御理解していただいくことも、隊員の定住や起業を後押しするものと考えております。

以上、簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

(まちづくり課長 西岡靖倫君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 8番、向井中洋二君。

○8番 (向井中洋二君) 買い物弱者対策についてであります。今、課長が答弁されたネットやテレビ電話とかいろいろ、こういったものっていうのは高齢者にはなかなか取り組みにくい部分もあるかと思えます。その中で、やっぱり私が感じるのは、移動販売が最も有効で、高齢者には一番適切な販売ではないかと考えます。

そういった中で、現在移動販売をされている方々にどれだけ長く販売を続けてもらうかとか、そういった形を町としてサポートも含めて考えていければと思えますが、その辺についてはどう考えるかお伺いをします。

また、次2点目の地域おこし協力隊ですが、地域おこし協力隊の目的といえば、過疎化が進む地域において地域外の人材を受け入れ地域おこし活動を一緒に行いながら、地域の維持、強化を図っていく制度であると思えます。その中で隊員は最長で3年間でその間に定住・定着の道を探していくと。3年間で定住・定着ということになっていますので、その後、集落支援員にするであるとか、3年というか定住を図る上ではその部分は私はまだ考える必要はないと思うんです。その3年間の間にまず何をして生活ができるかっていうことを、地域おこし協力隊として採用するときにはしっかりとやっていただきたいと思うので、その辺も含めてもう一度お伺いをします。

3点目の自然エネルギーの利用対策についてであります。いろいろと水力、太陽光等さまざまにあるわけではありますが、有田川町でも今平成28年の2月末に二川ダムを利用した町営の小水力発電を完成して、今、年間4,300万円という売電の収入を得ていると聞いております。

こういうことも含めて、いま一度水力発電も考えるというのはどうですか。

それと、太陽光も答弁していただいたので、ちょっと事例をお示しさせていただきます。宝塚市では太陽光発電共生型の市民農園といいまして、約900平方メートルの畑の上に藤棚のようにパイプを組み、地上から3.5メートルの高さに180枚の太陽光パネルを設置。下では葉物野菜を栽培しながら、その上でまた太陽光を使って発電をして、年間約150万円の売電益を上げていると聞いております。

こういうことも含めて、産業課も太陽光の設備費の補助事業などを活用して、こういうことも取り組んではいかがかと考えますが、どうですか。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） まず一つ目の買い物支援の件でございます。

現在、10店ぐらいの方々が町内のほうで移動販売をしていただいています。数年前に商工会へも買い物の弱者の方々の調査ということで御依頼をしまして、町内の商店の方々、また移動販売をされている方々ともいろいろ調査からお話をさせていただいております。今後、継続していくことが一番必要ではないかという御意見でございます。非常にそれは大事なことでございます。商工会とも、今後お話を間に入れていただけていっていただくようなお話、またそういう両者がよき支援ができるようなものを今後勉強をしていきたいと考えております。

それと2点目でございます。有田川町のほうでダムが使われて4,300万円の収入があるということでございます。

以前にもこちらのほうで小水力発電というようなお話で、私どもであったり水道課のほうでも研究をしております。現在のものをすぐ利用して行うという面では、落差の問題とか水量の問題で非常に安定したものができないというようなことの結果となっておりますが、もっともっと小さいものも考えられるかもわかりません。その辺、まだまだほかの事例等も研究しながら、今後、研究していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 向井中議員の再質問についてお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊が定着・定住していくためにということで、3年間のワークフローを描いていくことが大事かと考えております。3年間という短い間に、地域でどう生きていくのかビジョンづくりに加えて、隊員が気軽に思いを語れる仲間や、または希望を実現できる環境が必要になってくるかと考えております。

隊員の仕事上において、業務を通じてスキルを身につけたり、卒隊後の仕事や生活につながっていくような人脈の構築や、そういったものも必要かと考えております。隊員の悩み事を聞いていくことも大事と考えております。

行政だけでなく、地域の人とともに協力していただきながら、隊員が定着できるように進めていきたいと考えております。

以上、簡単ですが答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 8番、向井中洋二君。

○8番（向井中洋二君） 買い物弱者の対策であります、なかなか移動販売をされる方も高齢化も、販売するほうも高齢化が進んでくとも考えられます。そういった中でお客さんも減ってきてなかなか採算がとれないということの中で、やむを得ず撤退をしなければならないといったようなことも考えられることから、2013年に和歌山初の取り組みとして、松源さんが移動販売をやられています。そういったことも高野町、かつらぎ町、有田川町とかちよつと山間部でそういう取り組みもされていますので、またそういうことも含めてどうのお考えか最後に質問をさせていただきます。

それと地域おこし協力隊であります、先ほど今採用されているという中で、小中学校、大学と連携してまちづくりを推進するための準備をして、郷土愛を育むことを考えて云々という答弁がありました。そういったことでは、なかなか3年後にそれを終わったからといって定住・定着にはつなげられないって私は考えます。

そういった中で、今、海南市さんも昨年1人採用をされた方は、大崎地区でかざまちといって漁協の跡地の倉庫を食堂に改装して、そこを中心に活動されています。その方であれば3年間積みめばそこで働くということも出てきますが、今、紀美野町がやっているそういった大学と連携してどうのこうのって、そらいいことかもわかりませんが、それが地域おこし協力隊員のためには、僕ちよつと違うんじゃないかということを考えますが、そのことについて最後に御答弁願います。

それで次は自然エネルギーのことですが、今、そういった中でシステム的なものと言いますと、ダイキン工業さんが管水路小型水力発電システムというのを開発しまして、今、神戸市さんがそれに事業化に手を挙げて国の補助金でそれは全部、ダイキンさんが工事料は全部持って、あと売電は神戸市さんがいただくという形で、年間約700万円の売電料を見込んで、今稼働しています。

そういったことも含めると、この紀美野町で水量が足るとか足らんとかいう問題ではなしに、それは150Aというパイプなんです、直径が155ミリのパイプに水が、ちよつと高低差は要るんですけど、そんだけの流量があれば発電できるというシステムが今できていますので、そういうことも含めて研究してはいかがですか。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、湯上君。

○産業課長（湯上章夫君） まず、1点目の例に挙げていただきました松源さん等

が高野のほうへも来ていただいているということでございますので、こちらのほうにつきましても、松源さんや町内、県内でもJAさんとかもやられているというお話も聞いております。その辺の業者さん、ほかスーパー等にもお話を、情報としては私も聞いておりませんので、またその辺は聞いて研究させていただきたく思います。

それともう一点、自然エネルギーの件でございます。155ミリのパイプでできるというお話も、非常に参考になります。これにつきましても、もっともっと実際のものを研究させていただいて、紀美野町でできるかというようなことも研究させていただきたく思いますので、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） まちづくり課長、西岡君。

○まちづくり課長（西岡靖倫君） 向井中議員の再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回のICTを利用した先進教育の中で、地域デザインを考えていく、また地域の文化歴史を伝えていくという隊員のことにしましては、議員おっしゃるとおり3年後の見通しってものをどうするかっていうことを、いつも我々と隊員との話し合いでいろいろやっております。自分のやりたいこと、目的ってものを聞きながらそちらのほうに進めていきたいということも考えております。

ただ、仕事におきましては、一つ例を聞いていただきたいんですけども、平成7年以降、10年前後にみさと天文台ができました。そのときに、旧、今の美里中学校ですけど、その当時の神野中学校の時代に、天文台と一緒に日本ですべて初めて先進教育をやり始めた、当時情報教育をやり始めた。その当時、画像処理や映像処理、それからもちろんワープロや表計算、全てのことができたって人たちが、今成人になって、御結婚されてとかっていう人もたくさんおられます。その中で、すごい有名な会社に勤めておったり、またはマイクロソフトのインストラクター的なことをやっておられる方とか、それから県内の企業の研究室で頑張っておられるとかっていうことで、情報の中にすごい入り込んでいる人たちがいるということも事実です。

そういう中を見たときに、やっぱり教育ってというのはこの10年、移住・定住っていうことを考えたときに、我々のところの情報としまして、孫ターンがすごい多いところとか、または帰ってくるってような方たちの話を聞いていますと、やっぱりその当時の郷土ってものをどれだけ知っているかっていう、またはどれだけ地域とかかわってきたかということによって、UターンとかIターンに関してはすごい効果的に

出てきているというのがわかってきています。

まずその面には、この本当に小さな子供のときから、自分たちの町が次の世代にどんなふうを送っていくか、またどんなふうを受け継いでいくかっていうようなことも踏まえた中で考えていくっていうことも必要かと考えております。

それで、そういうする中に、特に一例としまして小さな村が本当に数百年続いているようなところもあります。日本ではないのですが、よその国においてそういうところの形っていうのは、四つの言葉で成り立っております。受容っていう受け入れを本当に容赦なく受け入れするっていうことと、調和っていうことで、地域の調和が成り立っている。それから無私っていうことで動いてくれる人がお金のことを余り言わずに一生懸命動いてくれる。そうすることによって回帰が始まるっていう、その四つの言葉を根づかせているというようなところは、やはり何らかの形で効果が出てきているということで、これはすぐにも結果は出ませんが、そういうことも必要かなと考えております。

ただ、今回、この小学校での活動という本人さんに関しては、議員おっしゃられるとおり本当に我々真剣に取り組んでいただくような形をとっていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（小椋孝一君） これで向井中洋二君の一般質問を終わります。

○議長（小椋孝一君） 続いて、4番、町田富枝子君。

（4番 町田富枝子君 登壇）

○4番（町田富枝子君） 私のほうからは、2点について質問をさせていただきます。

まず第1点目、産後ケア事業についてでございます。

母子の健康と子供の健やかな成長を目指し、公明党が進めてきた妊娠初期から子育て期までの切れ目のない支援について、厚労省は2017年度から新たに産後鬱予防などの観点から、出産後間もない産婦の健診費用を助成する事業を実施するとしています。

出産後の母親が育児への不安や重圧などによって精神的に不安定になる産後鬱は、新生児への虐待を招くおそれもあり、こうした事態を防ぐには産後2週間や1カ月などの時期に産婦健診を行い、母体の回復や授乳の状況、精神状態を把握して適切な対応を行うことが重要とされています。

新たな助成事業は、産後ケア事業を行う市区町村が対象で、健診1回当たり5,000

0円を上限に2回分までを助成。それにかかる費用は、導入する市区町村と国が半分ずつ負担するとしています。

産後ケアは、助産師ら専門家による母体、乳児のケアや、育児相談、指導などが受けられるサービスで、施設への宿泊や日帰り利用、自宅訪問型などの形態があります。

16年度は全国1,741市区町村のうち180ほどの自治体の実施しており、17年度予算案では、これを240自治体へと広げるための予算が計上されています。昨年の第4回定例会で、この4月から保健福祉課に子育て世代包括支援センターの窓口を設置すると答弁してくださいました。

切れ目のない子育て支援として産後ケア事業は大変重要であると考えます。

紀美野町でも産後ケア事業を追加し、さらなる子育て支援の充実を図る考えはないか伺います。

続いて2点目ですが、LINEによる子育て相談について伺います。

ある広告代理店の調査で妊活・子育ての相談に約7割がLINEを利用していることが明らかになりました。妊娠・出産・子育てに関する相談相手として、家族以外では地域の友人・知人、学校時代の友人・知人と友人を挙げる人が多く、そのコミュニケーションツールではLINEが約70%、メールが約50%が多く、フェイスブックやツイッターという回答がありました。さらに情報源としてインターネットを使う場合は、70%がスマートフォンを利用していることがわかりました。

スマホやLINEなどを駆使して情報収集する今どき子育て世代が多い一方で、行政の妊娠・出産・子育て支援の活用状況については、妊活期の70%が制度そのものをよく知らないという回答しています。それ以降も30から40%程度が知らないとし、行政の子育て支援が周知されていない実態が浮き彫りになっています。

今、若い人たちの間での対話は電話よりもLINEが中心になっているように感じます。紀美野町は、もちろん今までも訪問や電話による子育て相談はきめ細やかにやってきましたということは承知しております。妊娠手続に来たときにLINE友達追加し、さらに気軽に相談できる体制をつくってはどうかと思います。

また、町からのお知らせは広報誌も配布していますが、直接子育てに関する情報をお知らせすることができるLINEの活用は一石二鳥だと思いますが、いかがでしょうか。町の考えをお聞かせください。

以上です。

(4番 町田富枝子君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 保健福祉課長、湯上君。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 登壇)

○保健福祉課長 (湯上ひとみ君) 町田議員の一つ目の御質問の産後ケア事業についてでございます。

国は、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開と、産婦健康診査事業や産後ケア事業等の促進を図っているところでございます。産後ケア事業については、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を目的としております。

産婦健康診査事業を行う場合の要件の一つとして上げられている産後ケアは、必要に応じて医療機関などでショートステイやデイサービス等で助産師等による乳房のケアや授乳指導、育児相談、赤ちゃんの健康状態の確認等のサービスを行うものとされております。紀美野町では現在、妊娠期から産後を一体的に支援するため、保健師の訪問や相談に加え、助産師による妊産婦訪問を実施しております。

具体的には、1、妊娠届け出時に、産後鬱について保健師がパンフレットを用いて説明、2、妊娠後期に1回、産後2回まで助産師の訪問指導、3、産後一、二カ月ごろ保健師と子育て支援センターの保育士が訪問し、エジンバラ式産後鬱病質問票、これはEPDSとありますが、これを用いて産後鬱病の早期発見と自己尊重トレーニングのパンフレットを用いた鬱予防の指導、4番目にさきのEPDSでハイリスク者に対して地区担当保健師が訪問や電話により鬱予防の指導や助言を実施、5、産後数週間までに、地区担当の母子保健推進員さんが、お誕生のお祝い品を持参し訪問で声かけ、6、産後5カ月ごろ地区担当の民生委員、児童委員さんが訪問による声かけなどを行っています。

この4月からは、総合福祉センターに子育て世代包括支援センターを掲げ、さらに安心して子育てできる町を目指していきます。新しい制度につきましても勉強し検討してまいりたいと考えますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、二つ目の御質問のLINEによる子育て相談についてでございます。

子育て世代の多くが、LINEやメールでのやりとりや、スマートフォンを利用して子育ての情報を収集されている方が多いと把握しております。本町の出生数は平成27年度では29人、平成28年度見込みでは36人と少なく、少ないからこそ保健師ほか

の支援者は一人一人の子供やお母さんなどの様子がわかり、また、お母さんなどから支援者のことがわかる、お互いの顔の見える関係が築けていると考えます。このことは、心に寄り添う温かい支援につながり、本町の子育て支援として大切にしてきたことです。

議員御提案の、LINEでのやりとりは相手の様子が見えないために一方的になりやすく、受け取り方にも誤解が生じる危険性も否定できません。また、個人情報保護の観点からも、LINEにおける情報セキュリティの安全性については、不安な点もあります。情報機器を用いた子育ての相談や情報提供は、子育て世代のニーズから見て、今後検討していく必要があると考えますが、導入に関しては慎重な検討が必要と考えますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが、答弁とさせていただきます。

(保健福祉課長 湯上ひとみ君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 4番、町田富枝子君。

○4番 (町田富枝子君) 和歌山県で産後ケアを実施しているのは、和歌山市と有田市の2市です。子育て世代包括支援センターの開設も和歌山市と有田市に次いで、この4月から保健福祉課に開設され、妊婦さんはここで全ての相談や手続きができることとなります。初めての出産や子育てには不安がつきまといまいます。核家族化した現代にあって、身近に相談や指導を受ける場所があることは、大きな安心につながると思います。

今、課長のほうからる説明いただきましたように、紀美野町は本当にきめ細かなケアをしていると感じています。今の説明でもよくわかりました。

一つ目のこの産後ケアの事業については、またこれからもいろいろ研究していただいで考えていただきたいと思います。

この2点目のLINEによる子育て相談についてでございますが、山形県の新庄市では、ここは市が大きいからこのLINEも使用しているんだと思うんですけども、ここは昨年2月9日に無料通信アプリLINEを利用した子育て相談のサービスを開始しました。自治体がLINEで個別に相談に乗るサービスを行うのは、全国で初めてだそうです。市はなぜこのようなサービスを行おうと考えたのかというと、核家族化が進み、周囲に相談できる人が少なくなっている中で、相談の垣根を低くしたかったとっております。

同市がこの27年度に実施した新庄まちづくり市民アンケート調査によれば、約7割の人がこの子育ての相談支援体制の充実が重要と回答した一方で、満足度については約

2割にとどまっているということがわかりました。

新庄市はこれまでも3歳児検診時や児童センターなどへの訪問、それに電話でのやりとりを通じて子育ての相談に応じてきましたが、役所へ足を運ぶこと自体がハードルになっているのではないかと考え、若い人たちのコミュニケーションツールであるこのLINEの活用を考えたそうです。

一方、このLINE上の相談のやり方だけで子育ての悩みは解決できるのかとの疑問も残りますが、このLINEでの相談を足がかりとして、やりとりの中で心配な点があれば電話番号を伝えて、電話での相談に切りかえ、また本人が望めば対面の相談につなげていくこともできるし、最終的には育児の講習など、イベントの参加につなげたいとしています。

子育て中の悩みやつらさはあっても、相談に行くほどのことではないって思ってしまうって、ちゅうちょすることもあるのではないかと。今回のこのサービスがそのような小さなSOSを見逃さず支援につなげるようにしたいというのが、新庄市の考えです。

テレビで虐待や死亡に至ったニュースを見るたびに、誰かに相談することができなかつたのかと心が痛みます。少しでも相談しやすい体制をつくって安心して子育てができるよう応援してあげてはどうでしょうか。再度お伺いいたします。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 1点目の再質疑はなしということでよろしいでしょうか。今後、勉強させていただきたいと考えております。

2点目のLINEによる子育て相談についてでございます。先ほど答弁でもさせていただきましたけども、ほか議員御指摘の山形県の新庄市でしたか、以外にも渋谷区とか今されているということも情報としては持っているんですけども、先ほども申し上げたとおり、本町では顔の見える関係をまずつないでいって、地区担当の保健師ということでいろいろな事業をしているんですけども、ちょっとしたことでその保健師に連絡をいただくというような形で対応させていただいております。

それ、子供さんがどうということだけではなくって、気軽に相談しているような体制もとっておりますし、また、この4月から子育て支援センターにつきましても、総合福祉センターに移転をしまして、保健師だけではなくって、保育士も同じような形で子供さんとずっとかかわっていけるような形を、入所じゃなくて在宅というか、おうちにいられる子供についても、子育て支援センターの保育士もかかわるような形として、

紀美野町では、当分今の考えであれば人と人との関係で子育て支援を進めていきたいと考えております。

ただ、御指摘のように相談するとは思ってない方でも気になる方もおられるん違うかという御指摘でございましたので、今後、先ほど答弁でも申し上げたとおり、やっぱり情報セキュリティーとか一方的にならないかという不安もございますので、その点勉強させていただいて、検討していきたいと思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 4番、町田富枝子君。

○4番（町田富枝子君） そのように顔の見える相談が一番大事なことだと思います。でも、そこに至るまでに、本当に小さなことでもこんなことやったら相談に行けるのかなって思うときに、このLINEっていうのは、今の若い人たちっていうのは、私たちが考えている以上にLINEっていうのはしょっちゅう使っていることなんですね。だから、そういうふうなLINEも含めて、もちろん顔の見える保健師さんの1対1による子育て相談というのはもちろん大事なんですけども、そういうふうな、LINEでも、妊娠の手続に来たときに、そういうふうなLINEでも相談してくれたらいいよみたいなことをすればいいんじゃないかと思ったり、LINEでいろんな子育ての連絡ですかね、そういうふうなイベントの周知であるとかそういうふうなもの、これからの若いラインを駆使している人たちには便利なんじゃないかなと、そのように考えますので、今後、研究していただきたいと思っております。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、湯上君。

○保健福祉課長（湯上ひとみ君） 再々質問にお答えいたします。

今、若い方はしょっちゅうLINEを使っているので、情報を共有するツールとしてはすぐれているのではないかという御指摘だったと思います。

再度になるんですけども、やっぱり情報機器につきましては、個人情報への点を十分配慮しなくてはならないという点と、そういう利便性につきまして、今後さらに検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） これで町田富枝子君の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

散 会

○議長（小椋孝一君）

本日は、これで散会します。

お疲れさんでした。

（午後 3時26分）